

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第101条～第103条 (省略)</p> <p>第104条 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>1 請負者は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金</u>を明示すること。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第105条～第119条 (省略)</p> <p>第120条 建設副産物</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、<u>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）</u>（以下「<u>建設リサイクル法</u>」という。）、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱（以下「<u>ガイドライン実施要綱</u>」という。）、<u>建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領</u>（以下「<u>建設発生土等の実施要領</u>」という。）、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>5 請負者は、ガイドライン実施要綱第15条の規定に基づき、次の(1)～(3)及び(6)～(9)の計画書等を施工計画書に含め、もしくは<u>当該作業</u>着手前までに別途、監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、請負者は、(1)～(2)の各実施書及び(4)～(5)のあいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表を、工事完了時に監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 再生資源利用計画書（実施書）（様式1）</p> <p>(2) 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2）</p> <p><u>(3) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土等の実施要領様式4）</u></p> <p>(4) あいくる材使用状況報告書（ガイドライン実施要綱様式8）</p> <p>(5) あいくる材使用実績集約表（ガイドライン実施要綱様式9）</p> <p>(6) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し</p> <p>(7) 収集運搬、処理業者の許可証の写し</p> <p>(8) 廃棄物処理委託契約書の写し</p> <p>(9) <u>処分場までの運搬ルート図</u></p> <p>6 請負者は、ガイドライン実施要綱第16条の規定に基づき、工事完了時に提出する前項(1)・(2)の再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書については、建設副産物情報交換システムに登録し、工事登録証明書を作成し監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、請負者は、工事完了時に提出する前項(4)・(5)のあいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表については、電子データで提出するものとする。</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 請負者は、法令に基づき、工事現場において再生資源利用（促進）計画書及び<u>確認結果票</u>を工事現場</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第101条～第103条 (省略)</p> <p>第104条 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>1 請負者は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費</u>を明示すること。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第105条～第119条 (省略)</p> <p>第120条 建設副産物</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、<u>(追加)</u>建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱（以下「<u>ガイドライン実施要綱</u>」という。）、<u>(追加)</u>愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>5 請負者は、ガイドライン実施要綱第15条の規定に基づき、次の(1)～(2)及び(5)～(8)の計画書等を施工計画書に含め、もしくは<u>工事</u>着手前までに別途、監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、請負者は、(1)～(2)の各実施書及び(3)～(4)のあいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表を、工事完了時に監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 再生資源利用計画書（実施書）（様式1）</p> <p>(2) 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) あいくる材使用状況報告書（ガイドライン実施要綱様式8）</p> <p>(4) あいくる材使用実績集約表（ガイドライン実施要綱様式9）</p> <p>(5) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し</p> <p>(6) 収集運搬、処理業者の許可証の写し</p> <p>(7) 廃棄物処理委託契約書の写し</p> <p>(8) <u>(追加)</u>運搬ルート図</p> <p>6 請負者は、ガイドライン実施要綱第16条の規定に基づき、工事完了時に提出する前項(1)・(2)の再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書については、建設副産物情報交換システム—COBRIS—に登録し、工事登録証明書を作成し監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、請負者は、工事完了時に提出する前項(3)・(4)のあいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表については、電子データで提出するものとする。</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 請負者は、法令に基づき、工事現場において再生資源利用（促進）計画書及び<u>結果確認票</u>を工事現場</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																																																																														
<p>の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>第121条 監督員による確認及び立会等</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 請負者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式(参考資料)により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について連絡があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 請負者は、表1-2施工状況把握一覧表に示す施工時期の予定等を、所定の様式(参考資料)により事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>8 監督員は、設計図書に定められた施工状況把握において、原則として臨場とする。請負者は、立会状況写真を撮影し、工事完成時に提出するものとする。</p>	<p>の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>第121条 監督員による確認及び立会等</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 請負者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式(参考資料)により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 請負者は、表1-2施工状況把握一覧表に示す施工時期の予定等を、所定の様式(参考資料)により事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>																																																																																																																																															
<p>表1-1 段階確認一覧表</p>	<p>表1-1 段階確認一覧表</p>																																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、幅、高さ、長さ、深さ等</td> <td>1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>道路土工(掘削)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化</td> </tr> <tr> <td>道路土工(路末盛土工)</td> <td></td> <td>ブルーフローリング実施時</td> <td>ブルーフローリング実施状況</td> <td>1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工(下層路盤工)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">矢板工 (任意仮設を除く)</td> <td rowspan="2">鋼矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板 + 一般: 1回/150枚 重点: 1回/100枚</td> </tr> <tr> <td>打込完了時</td> <td>基準高さ、変位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板 + 一般: 1回/50枚 重点: 1回/25枚</td> </tr> <tr> <td>打込完了時</td> <td>基準高さ、変位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">既製杭工</td> <td rowspan="4">既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力</td> <td>試験杭 + 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本</td> </tr> <tr> <td>打込完了時(打込杭)</td> <td>基準高さ、偏心量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘削完了時(中堀杭)</td> <td>掘削長さ、杭の先端土質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工完了時(中堀杭)</td> <td>基準高さ、偏心量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般: 1回/10本 重点: 1回/5本</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">場所打杭工</td> <td rowspan="4">リバーシ杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭</td> <td>掘削完了時</td> <td>掘削長さ、支持地盤</td> <td>試験杭 + 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立完了時</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>一般: 20%程度/1構築物 重点: 50%程度/1構築物</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高さ、偏心量、杭径</td> <td>試験杭 + 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本</td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般: 1回/10本 重点: 1回/5本</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	指定仮設工		設置完了時	使用材料、幅、高さ、長さ、深さ等	1回/1工事	道路土工(掘削)		土(岩)質の変化した時	土(岩)、変化位置	1回/土(岩)質の変化	道路土工(路末盛土工)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事	舗装工(下層路盤工)					矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 + 一般: 1回/150枚 重点: 1回/100枚	打込完了時	基準高さ、変位		鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 + 一般: 1回/50枚 重点: 1回/25枚	打込完了時	基準高さ、変位		既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭 + 一般: 1回/ 10本 重点: 1回/ 5本	打込完了時(打込杭)	基準高さ、偏心量		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質		施工完了時(中堀杭)	基準高さ、偏心量		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般: 1回/ 10本 重点: 1回/ 5本	場所打杭工	リバーシ杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭 + 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般: 20%程度/1構築物 重点: 50%程度/1構築物	施工完了時	基準高さ、偏心量、杭径	試験杭 + 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般: 1回/10本 重点: 1回/5本	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、幅、高さ、長さ、深さ等</td> <td>1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>道路土工(掘削)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化</td> </tr> <tr> <td>道路土工(路末盛土工)</td> <td></td> <td>ブルーフローリング実施時</td> <td>ブルーフローリング実施状況</td> <td>1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工(下層路盤工)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">矢板工 (任意仮設を除く)</td> <td rowspan="2">鋼矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板 更 一般: 1回/150枚 重点: 1回/100枚</td> </tr> <tr> <td>打込完了時</td> <td>基準高さ、変位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管矢板</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否</td> <td>試験矢板 更 一般: 1回/50枚 重点: 1回/25枚</td> </tr> <tr> <td>打込完了時</td> <td>基準高さ、変位</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">既製杭工</td> <td rowspan="4">既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力</td> <td>試験矢板 更 一般: 1回/50枚 重点: 1回/25枚</td> </tr> <tr> <td>打込完了時(打込杭)</td> <td>基準高さ、偏心量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘削完了時(中堀杭)</td> <td>掘削長さ、杭の先端土質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工完了時(中堀杭)</td> <td>基準高さ、偏心量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般: 1回/50本 重点: 1回/25本</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">場所打杭工</td> <td rowspan="4">リバーシ杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭</td> <td>掘削完了時</td> <td>掘削長さ、支持地盤</td> <td>試験杭 更 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立完了時</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>一般: 20%程度/1構築物 重点: 50%程度/1構築物</td> </tr> <tr> <td>施工完了時</td> <td>基準高さ、偏心量、杭径</td> <td>試験杭 更 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本</td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般: 1回/10本 重点: 1回/5本</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	指定仮設工		設置完了時	使用材料、幅、高さ、長さ、深さ等	1回/1工事	道路土工(掘削)		土(岩)質の変化した時	土(岩)、変化位置	1回/土(岩)質の変化	道路土工(路末盛土工)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事	舗装工(下層路盤工)					矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 更 一般: 1回/150枚 重点: 1回/100枚	打込完了時	基準高さ、変位		鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 更 一般: 1回/50枚 重点: 1回/25枚	打込完了時	基準高さ、変位		既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験矢板 更 一般: 1回/ 50枚 重点: 1回/ 25枚	打込完了時(打込杭)	基準高さ、偏心量		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質		施工完了時(中堀杭)	基準高さ、偏心量		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般: 1回/ 50本 重点: 1回/ 25本	場所打杭工	リバーシ杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭 更 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般: 20%程度/1構築物 重点: 50%程度/1構築物	施工完了時	基準高さ、偏心量、杭径	試験杭 更 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般: 1回/10本 重点: 1回/5本	
種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度																																																																																																																																												
指定仮設工		設置完了時	使用材料、幅、高さ、長さ、深さ等	1回/1工事																																																																																																																																												
道路土工(掘削)		土(岩)質の変化した時	土(岩)、変化位置	1回/土(岩)質の変化																																																																																																																																												
道路土工(路末盛土工)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事																																																																																																																																												
舗装工(下層路盤工)																																																																																																																																																
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 + 一般: 1回/150枚 重点: 1回/100枚																																																																																																																																												
		打込完了時	基準高さ、変位																																																																																																																																													
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 + 一般: 1回/50枚 重点: 1回/25枚																																																																																																																																												
		打込完了時	基準高さ、変位																																																																																																																																													
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭 + 一般: 1回/ 10本 重点: 1回/ 5本																																																																																																																																												
		打込完了時(打込杭)	基準高さ、偏心量																																																																																																																																													
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質																																																																																																																																													
		施工完了時(中堀杭)	基準高さ、偏心量																																																																																																																																													
	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般: 1回/ 10本 重点: 1回/ 5本																																																																																																																																													
場所打杭工	リバーシ杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭 + 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本																																																																																																																																												
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般: 20%程度/1構築物 重点: 50%程度/1構築物																																																																																																																																												
		施工完了時	基準高さ、偏心量、杭径	試験杭 + 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本																																																																																																																																												
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般: 1回/10本 重点: 1回/5本																																																																																																																																												
種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度																																																																																																																																												
指定仮設工		設置完了時	使用材料、幅、高さ、長さ、深さ等	1回/1工事																																																																																																																																												
道路土工(掘削)		土(岩)質の変化した時	土(岩)、変化位置	1回/土(岩)質の変化																																																																																																																																												
道路土工(路末盛土工)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事																																																																																																																																												
舗装工(下層路盤工)																																																																																																																																																
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 更 一般: 1回/150枚 重点: 1回/100枚																																																																																																																																												
		打込完了時	基準高さ、変位																																																																																																																																													
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 更 一般: 1回/50枚 重点: 1回/25枚																																																																																																																																												
		打込完了時	基準高さ、変位																																																																																																																																													
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験矢板 更 一般: 1回/ 50枚 重点: 1回/ 25枚																																																																																																																																												
		打込完了時(打込杭)	基準高さ、偏心量																																																																																																																																													
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質																																																																																																																																													
		施工完了時(中堀杭)	基準高さ、偏心量																																																																																																																																													
	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般: 1回/ 50本 重点: 1回/ 25本																																																																																																																																													
場所打杭工	リバーシ杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭 更 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本																																																																																																																																												
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般: 20%程度/1構築物 重点: 50%程度/1構築物																																																																																																																																												
		施工完了時	基準高さ、偏心量、杭径	試験杭 更 一般: 1回/10本 重点: 1回/5本																																																																																																																																												
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般: 1回/10本 重点: 1回/5本																																																																																																																																												

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考
種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)、変化位置	1回/土(岩)質の変化	深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)、変化位置	1回/土(岩)質の変化	
		掘削時完了時	長さ、支持地盤	一般:1回/3本 重点:全数			掘削時完了時	長さ、支持地盤	一般:1回/3本 重点:全数	
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本			鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本	
		施工完了時	基準高さ、偏心量、径	一般:1回/3本 重点:全数			施工完了時	基準高さ、偏心量、径	一般:1回/3本 重点:全数	
		グラウト注入時	使用材料、使用量				グラウト注入時	使用材料、使用量		
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨据付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構築物	オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨据付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構築物	
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層				本体設置前(オープンケーソン)	支持層		
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)					掘削完了時(ニューマチックケーソン)			
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化			土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比、スペーサの個数	1回/1ロット			鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比、スペーサの個数	1回/1ロット	
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭 一般:1回/10本 重点:1回/5本	鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭 更に 一般:1回/50本 重点:1回/25本	
		打込完了時	基準高さ、偏心量				打込完了時	基準高さ、偏心量		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本			杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/50本 重点:1回/25本	
重要構築物 治山ダム工 土留工 護岸工 防潮工 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工及びこれらに類する工事		土(岩)質の変化した時	土(岩)、変化位置	1回/土(岩)質の変化	重要構築物 治山ダム工 土留工 護岸工 防潮工 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工及びこれらに類する工事		土(岩)質の変化した時	土(岩)、変化位置	1回/土(岩)質の変化	
		床堀・掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構築物			床堀・掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構築物	
		基礎部の型枠完了時	設計図書との対比	1回/1構築物			基礎部の型枠完了時	設計図書との対比	1回/1構築物	
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比、スペーサの個数	一般:20%程度/1構築物 重点:50%程度/1構築物			鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比、スペーサの個数	一般:20%程度/1構築物 重点:50%程度/1構築物	
		埋戻し前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1構築物			埋戻し前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1構築物	
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構築物	躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構築物	
		床版工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比、スペーサの個数			一般:20%程度/1構築物 重点:50%程度/1構築物	床版工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比、スペーサの個数
鋼橋		仮組立完了時(仮組立が省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	1回/1構築物	鋼橋		仮組立完了時(仮組立が省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	1回/1構築物	
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数	ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数	
		プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数			プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数	
		PC鋼線・鉄筋組立完了時(工場作成を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:20%程度/1構築物 重点:50%程度/1構築物			PC鋼線・鉄筋組立完了時(工場作成を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:20%程度/1構築物 重点:50%程度/1構築物	
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比 スペーサの個数	一般:20%程度/1構築物 重点:50%程度/1構築物	地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比 スペーサの個数	【要確認】確認頻度等は土木工事現場必携第3章3-3施工管理表で定めたものとする。	
舗装工	路盤、基層、表層	各層毎の完了時	基準高さ、幅、厚さ、支持力	一般:1回/1工事 重点:1回/3000㎡	舗装工	路盤、基層、表層	各層毎の完了時	基準高さ、幅、厚さ、支持力	一般:1回/1工事 重点:1回/3000㎡	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考
種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	
塗装工	現場塗装	ケレン完了後、各層各塗り後	施工状況の適否、塗膜厚、使用材料及び使用量	一般：1回/1工事 重点：1回/500㎡	塗装工	現場塗装	ケレン完了後、各層各塗り後	施工状況の適否、塗膜厚、使用材料及び使用量	一般：1回/1工事 重点：1回/1ロット	
固定工 (ロープ伏工・掛工)	アンカー工	丁張(施工範囲位置出し後)	施工範囲(※伏工のみ)	1回/1 施工箇所	固定工 (ロープ伏工・掛工)	アンカー工	丁張(施工範囲位置出し後)	施工範囲(※伏工のみ)	1回/1 施工箇所	
		削孔時	土(岩)、表土厚 使用アンカーの種類・規格 削孔(岩)延長 (岩部用アンカー)	1回/1 施工箇所毎・規格毎 (ただし土質が顕著している複数の施工箇所は同一施工箇所扱いとする。)			削孔時	土(岩)、表土厚 使用アンカーの種類・規格 削孔(岩)延長 (岩部用アンカー)	1回/1 施工箇所毎・規格毎 (ただし土質が顕著している複数の施工箇所は同一施工箇所扱いとする。)	
		緊張定着時	アンカー耐力確認 (設計図書との対比)	1回/1 施工箇所毎・規格毎 (ただし土質が顕著している複数の施工箇所は同一施工箇所扱いとする。)			緊張定着時	アンカー耐力確認 (設計図書との対比)	1回/1 施工箇所毎・規格毎 (ただし土質が顕著している複数の施工箇所は同一施工箇所扱いとする。)	
法面工 (吹付工、伏工) ※法枠工を除く		法面滑り完了時	施工範囲、状況の適否	1回/1 面	法面工 (吹付工、伏工) ※法枠工を除く		法面滑り完了時	施工範囲、状況の適否	1回/1 面	
		ラス張完了時	ラスの位置、アンカー鉄筋の径、長さ、本数	1回/1 面			ラス張完了時	ラスの位置、アンカー鉄筋の径、長さ、本数	1回/1 面	
		施工面積確定時	面積	1回/1 面(1 工種/道路工事) 施工面積 2,000 ㎡未満 3ヶ所 2,000 ㎡以上 6,000 ㎡未満 6ヶ所 6,000 ㎡以上 10ヶ所 <u>(削除)</u>			施工面積確定時	面積	1回/1 面(1 工種/道路工事) 施工面積 2,000 ㎡未満 3ヶ所 2,000 ㎡以上 6,000 ㎡未満 6ヶ所 6,000 ㎡以上 10ヶ所 <u>(道路工事に限り、最大 SL を含む法面で確認すること。)</u> <u>※ただし、確認する場所は、「林務関係工事(事業)検査基準」平成 29 年 4 月版 P28 を使用すること。乱数表の使用は P27 を参考とすること。</u> <u>また、確認時に計測する道具及び機械については監督員の指示によるものとする。</u>	
法枠工 (現場吹付、現場打)		法面滑り完了時	施工範囲、状況の適否	1回/1 面	法枠工 (現場吹付、現場打)		法面滑り完了時	施工範囲、状況の適否	1回/1 面	
		ラス張完了時	ラスの位置、アンカー鉄筋の径、長さ、本数	1回以上/1 面			ラス張完了時	ラスの位置、アンカー鉄筋の径、長さ、本数	1回以上/1 面	
		施工面積確定時 ※梁の設置位置確定時	面積	1回/1 面(1 工種/道路工事) 施工面積 2,000 ㎡未満 3ヶ所 2,000 ㎡以上 6,000 ㎡未満 6ヶ所 6,000 ㎡以上 10ヶ所 <u>(削除)</u>			施工面積確定時 ※梁の設置位置確定時	面積	1回/1 面(1 工種/道路工事) 施工面積 2,000 ㎡未満 3ヶ所 2,000 ㎡以上 6,000 ㎡未満 6ヶ所 6,000 ㎡以上 10ヶ所 <u>(道路工事に限り、最大 SL を含む法面で確認すること。)</u> <u>※ただし、確認する場所は、「林務関係工事(事業)検査基準」平成 29 年 4 月版 P28 を使用すること。乱数表の使用は P27 を参考とすること。</u> <u>また、確認時に計測する道具及び機械については監督員の指示によるものとする。</u>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考
種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	
アンカー工	受圧版	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対 比、スペーサの個数	一般：20%程度/1工事 重点：50%程度/1工事	アンカー工	受圧版	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対 比、スペーサの個数	一般：20%程度/1工事 重点：50%程度/1工事	
		型枠完了時	設計図書との対比	1回/1工事			型枠完了時	設計図書との対比	1回/1工事	
	アンカー工	削孔完了時	削孔延長、削孔土（岩）	一般：1回/10本 重点：1回/5本	アンカー工	削孔完了時	削孔延長、削孔土（岩）	一般：1回/10本 重点：1回/5本		
	緊張定着時	設計図書との対比	多サイクル確認時等に 一般：1回/10本 重点：1回/5本	緊張定着時	設計図書との対比	多サイクル確認時等に 一般：1回/10本 重点：1回/5本				
<p>(注) 低入札価格調査制度の調査対象工事及び主たる工種に「NETIS」等の新技術・新工法等を採用した工事については、表中、「一般」に代え「重点」を適用し、重点監督を受けるものとする。なお、ロットとは橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は、施工単位（目地）毎とする。</p>					<p>(注) 低入札価格調査制度の調査対象工事及び主たる工種に「NETIS」等の新技術・新工法等を採用した工事については、表中、「一般」に代え「重点」を適用し、重点監督を受けるものとする。なお、ロットとは橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は、施工単位（目地）毎とする。</p>					
表1-2 施工状況把握一覧表					表1-2 施工状況把握一覧表					
種別	細別	施工時期	把握項目	把握頻度	種別	細別	施工時期	把握項目	把握頻度	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、気温、天候	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット	場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、気温、天候	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット	
										深礎工 オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工
重要構造物 治山ダム工 土留工 護岸工 防潮工 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 及びこれらに類する工事		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、気温、天候	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット	重要構造物 治山ダム工 土留工 護岸工 防潮工 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 及びこれらに類する工事		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、気温、天候	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット	
										床版工
ポストテンションT(D)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、気温、天候	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット	ポストテンションT(D)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、気温、天候	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット	
										道路土工（盛土工）
舗装工	路盤、表層、基層	舗装時	使用材料、敷均し、締固 め状況、天候、気温、舗 装温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000㎡工	舗装工	路盤、表層、基層	舗装時	使用材料、敷均し、締固 め状況、天候、気温、舗 装温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000㎡工	
吹付工		吹付け時	施工状況の適否、 品質規格、天候、気温	1回/1面	吹付工		吹付け時	施工状況の適否、 品質規格、天候、気温	1回/1面	
塗装工	現場塗装	清掃・鏝落し施工時	清掃・鏝落し状況	1回/1工事	塗装工	現場塗装	清掃・鏝落し施工時	清掃・鏝落し状況	1回/1工事	
		塗装施工時	使用材料、天候、気温				塗装施工時	使用材料、天候、気温		
アンカー工		コンクリート、グラウト 打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、気温、天候	一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	アンカー工		コンクリート、グラウト 打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、気温、天候	一般：1回/1工事 重点：2回/1工事	
<p>(注) 低入札価格調査制度の調査対象工事及び主たる工種に「NETIS」等の新技術・新工法等を採用した工事については、表中、「一般」に代え「重点」を適用し、重点監督を受けるものとする。なお、ロットとは橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は、施工単位（目地）毎とする。</p>					<p>(注) 低入札価格調査制度の調査対象工事及び主たる工種に「NETIS」等の新技術・新工法等を採用した工事については、表中、「一般」に代え「重点」を適用し、重点監督を受けるものとする。なお、ロットとは橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は、施工単位（目地）毎とする。</p>					

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第122条～第129条 (省略)</p> <p>第130条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達、<u>令和7年3月</u>)、「森林土木工事安全施工技術指針」(林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日)、「建設機械施工安全技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「潜水作業安全施工指針」(日本潜水協会)及び「作業船団安全運航指針」(日本海上起重技術協会)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い労働災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>9 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>10～12 (省略)</p> <p>13 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を次の各号のとおり作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事期間中の<u>安全教育及び安全訓練等実施全体計画</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>14～27 (省略)</p> <p>28 請負者は、海上で施工する場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船及び作業区域の存在を示す浮標、照明等を海上衝突予防法(昭和<u>52</u>年法律第<u>62</u>号)第11条ならびに港長又は海上保安部長の指示により設置しなければならない。</p> <p>29～31 (省略)</p> <p>第131条～第132条 (省略)</p> <p>第133条 事故報告書</p> <p>請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式(<u>事故報告書(参考資料)</u>)で指示する期日までに、提出しなければならない。</p> <p>第134条 環境対策</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(<u>昭和45</u>年法律第<u>136</u>号)に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5 (省略)</p>	<p>第122条～第129条 (省略)</p> <p>第130条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達、<u>令和5</u>年3月)、「森林土木工事安全施工技術指針」(林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日)、「建設機械施工安全技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「潜水作業安全施工指針」(日本潜水協会)及び「作業船団安全運航指針」(日本海上起重技術協会)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い労働災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>9 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p><u>工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。</u></p> <p><u>また、工事現場のイメージアップの内容について、第106条施工計画書の第2項(12)現場作業環境の整備の事項に記載しなければならない。</u></p> <p>10～12 (省略)</p> <p>13 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を次の各号のとおり作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事期間中の<u>月別安全訓練等実施全体計画</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>14～27 (省略)</p> <p>28 請負者は、海上で施工する場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船及び作業区域の存在を示す浮標、照明等を海上衝突予防法(昭和<u>28</u>年法律第<u>151</u>号)第11条ならびに港長又は海上保安部長の指示により設置しなければならない。</p> <p>29～31 (省略)</p> <p>第131条～第132条 (省略)</p> <p>第133条 事故報告書</p> <p>請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式(<u>参考資料</u>)(<u>事故報告書</u>)で指示する期日までに、提出しなければならない。</p> <p>第134条 環境対策</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(<u>追加</u>)に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>6 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>7～8 （省略）</p> <p>9 請負者は、工事の施工に当たり、環境への配慮対策を講じるとともに、適正に工事を実施しなければならない。また、工事現場及びその周辺の希少種、特定外来種の動植物などには十分注意し、使用人等にそれらの重要性を十分認識させるものとし、工事中にそれらを発見したときは、直ちに監督員に報告し、その指示に応じなければならない。なお、環境への配慮対策については、第 106 条施工計画書の第 2 項 (8) 環境対策の事項に記載するものとする。</p> <p>10 請負者は、貨物自動車を使用する場合は、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 14 号）の対象地域外からの流入車を含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>11 （省略）</p> <p>12 請負者は、一般資材、建設機械を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）（以下「グリーン購入法」という。）第 10 条及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）第 88 条で定められた「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に定められた特定調達品の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>13 （省略）</p> <p>第 135 条 （省略）</p> <p>第 136 条 交通安全管理</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第 4 号、令和 6 年 7 月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成 30 年 3 月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～17 （省略）</p>	<p>6 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月改正法律第 41 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>7～8 （省略）</p> <p>9 請負者は、工事の施工に当たり、環境への配慮対策を講じるとともに、適正に工事を実施しなければならない。また、工事現場及びその周辺の希少種、特定外来種の動植物などには十分注意し、使用人等にそれらの重要性を十分認識させるものとし、工事中にそれらを発見したときは、直ちに監督員に報告し、その指示に応じなければならない。なお、環境への配慮対策については、第 106 条施工計画書の第 2 項 (11) 環境対策の事項に記載するものとする。</p> <p>10 請負者は、貨物自動車を使用する場合は、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、「自動車NOx・PM法」の対象地域外からの流入車を含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>11 （省略）</p> <p>12 請負者は、一般資材、建設機械を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）「グリーン購入法」という。）第 10 条及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）第 88 条で定められた「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に定められた特定調達品の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>13 （省略）</p> <p>第 135 条 （省略）</p> <p>第 136 条 交通安全管理</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第 1 号、令和 5 年 3 月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成 30 年 3 月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～17 （省略）</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第137条 (省略)</p> <p>第138条 諸法令の遵守</p> <p>1 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) ～ (23) (省略)</p> <p>(24) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号)</p> <p>(25) ～ (88) (省略)</p> <p>(89) <u>個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)</u></p> <p>(90) ～ (96) (省略)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第139条 (省略)</p> <p>第140条 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を <u>(削除)</u> 監督員に <u>連絡</u> しなければならない。</p> <p>第141条 (省略)</p> <p>第142条 提出書類</p> <p>1 請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式 (参考資料) により次の各号の書類のうち該当のものを、設計図書で定める時期もしくは工事完了時までに監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (8) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(9)</u> その他、設計図書で提出することとした書類 (各種資料 (工事打合せ簿) 、台帳等)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第143条 不可抗力による損害</p> <p>1 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに損害発生通知書 <u>(参考資料)</u> により監督員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第144条～第152条 (省略)</p> <p>第2章 材料</p> <p>第1節 通則</p> <p>第201条 (省略)</p> <p>第202条 工事材料の品質確認</p> <p>1 請負者は、工事に使用する材料のうち、設計図書及び監督員が指定する材料について、品質規格に関する資料 (製品カタログ資料等) を <u>材料一覧表 (参考資料) に添付し</u>、工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。</p> <p>2～10 (省略)</p>	<p>第137条 (省略)</p> <p>第138条 諸法令の遵守</p> <p>1 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) ～ (23) (省略)</p> <p>(24) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号)</p> <p>(25) ～ (88) (省略)</p> <p>(89) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号)</u></p> <p>(90) ～ (96) (省略)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第139条 (省略)</p> <p>第140条 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を <u>付した書面によって</u> 監督員に <u>提出</u> または <u>施工計画書に記載</u> しなければならない。</p> <p>第141条 (省略)</p> <p>第142条 提出書類</p> <p>1 請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式 (参考資料) により次の各号の書類のうち該当のものを、設計図書で定める時期もしくは工事完了時までに監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (8) (省略)</p> <p><u>(9) 安全確保に関する書類 (検査時に提示のみで可)</u></p> <p><u>(10)</u> その他、設計図書で提出することとした書類 (各種資料 (工事打合せ簿) 、台帳等)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第143条 不可抗力による損害</p> <p>1 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに損害発生通知書 <u>(追加)</u> により監督員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第144条～第152条 (省略)</p> <p>第2章 材料</p> <p>第1節 通則</p> <p>第201条 (省略)</p> <p>第202条 工事材料の品質確認</p> <p>1 請負者は、工事に使用する材料のうち、設計図書及び監督員が指定する材料について、品質規格に関する資料 (製品カタログ資料等) を <u>(追加)</u>、工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。</p> <p>2～10 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																		
<p>11 請負者は、海外で生産された建設資材のうち、JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、表2-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">表2-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 (省略)</p> <p>第2節 (省略)</p> <p>第3節 骨材</p> <p>第213条 (省略)</p> <p>第214条 セメントコンクリート用骨材</p> <p>1 細骨材及び粗骨材の粒度は、設計図書に特に明示した場合を除き表2-2、2-3、2-4、2-5に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-3 プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-5 プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>第215条 アスファルト舗装用骨材</p> <p>1 舗装コンクリートに用いる粗骨材は、碎石・再生碎石及び鉄鋼スラグの粒度は、設計図書に特に明示した場合を除き表2-6、2-7、2-8の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-6 碎石の粒度 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-7 再生碎石の粒度</p> <table border="1" data-bbox="415 1560 1267 1961"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">ふるい目の開き</th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40~0 (RC-40)</th> <th>30~0 (RC-30)</th> <th>20~0 (RC-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">通過質量百分率 (%)</td> <td>5.3mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>50~80</td> <td>55~85</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60~90</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>15~40</td> <td>15~45</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>5~25</td> <td>5~30</td> <td>10~35</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)			40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)	通過質量百分率 (%)	5.3mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	—	95~100		26.5mm	—	—	100	19mm	50~80	55~85	95~100	13.2mm	—	—	60~90	4.75mm	15~40	15~45	20~50	2.36mm	5~25	5~30	10~35	<p>11 請負者は、海外で生産された建設資材のうち、JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、下表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">表 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 (省略)</p> <p>第2節 (省略)</p> <p>第3節 骨材</p> <p>第213条 (省略)</p> <p>第214条 セメントコンクリート用骨材</p> <p>1 細骨材及び粗骨材の粒度は、設計図書に特に明示した場合を除き表2-1、2-2、2-3、2-4に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-1 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-2 プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-3 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-4 プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>第215条 アスファルト舗装用骨材</p> <p>1 舗装コンクリートに用いる粗骨材は、碎石・再生碎石及び鉄鋼スラグの粒度は、設計図書に特に明示した場合を除き表2-5、2-6、2-7の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-5 碎石の粒度 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-6 再生碎石の粒度</p> <table border="1" data-bbox="1602 1560 2454 1961"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">ふるい目の開き</th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40~0 (RC-40)</th> <th>30~0 (RC-30)</th> <th>20~0 (RC-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">通過質量百分率 (%)</td> <td>5.3mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>50~80</td> <td>55~85</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60~90</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>15~40</td> <td>15~45</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>5~25</td> <td>5~30</td> <td>10~35</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)			40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)	通過質量百分率 (%)	5.3mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	—	95~100		26.5mm	—	—	100	19mm	50~80	55~85	95~100	13.2mm	—	—	60~90	4.75mm	15~40	15~45	20~50	2.36mm	5~25	5~30	10~35	
ふるい目の開き			粒度範囲 (呼び名)																																																																																	
		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)																																																																																
通過質量百分率 (%)	5.3mm	100																																																																																		
	37.5mm	95~100	100																																																																																	
	31.5mm	—	95~100																																																																																	
	26.5mm	—	—	100																																																																																
	19mm	50~80	55~85	95~100																																																																																
	13.2mm	—	—	60~90																																																																																
	4.75mm	15~40	15~45	20~50																																																																																
	2.36mm	5~25	5~30	10~35																																																																																
ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)																																																																																		
		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)																																																																																
通過質量百分率 (%)	5.3mm	100																																																																																		
	37.5mm	95~100	100																																																																																	
	31.5mm	—	95~100																																																																																	
	26.5mm	—	—	100																																																																																
	19mm	50~80	55~85	95~100																																																																																
	13.2mm	—	—	60~90																																																																																
	4.75mm	15~40	15~45	20~50																																																																																
	2.36mm	5~25	5~30	10~35																																																																																

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																																														
<p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。</p> <p style="text-align: center;">表2-8 再生粒度調整碎石の粒度</p> <table border="1" data-bbox="400 394 1279 873"> <thead> <tr> <th>ふるい目の開き</th> <th>粒度範囲 (呼び名)</th> <th>40~0 (RM-40)</th> <th>30~0 (RM-30)</th> <th>25~0 (RM-25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.3mm</td> <td></td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td></td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td></td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td></td> <td>60~90</td> <td>60~90</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55~85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td></td> <td>30~65</td> <td>30~65</td> <td>30~65</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td></td> <td>20~50</td> <td>20~50</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>425μm</td> <td></td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> </tr> <tr> <td>75μm</td> <td></td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。</p> <p>2 碎石の材質については、表2-9の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-9 安定性試験の限度 (省略)</p> <p>3 碎石の品質は、表2-10の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-10 碎石の品質 (省略)</p> <p>4 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-11によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格は JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) によるものとし、その他は碎石の粒度に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-11 鉄鋼スラグの種類と主な用途 (省略)</p> <p>5 路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-12の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-12 鉄鋼スラグの規格 (省略)</p> <p>6 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理 (加熱混合) に用いる鉄鋼スラグ (製鋼スラグ) の規格は、表2-13の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-13 製鋼スラグの規格 (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 スクリーニングス (碎石ダスト) の粒度は、表2-14の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-14 スクリーニングスの粒度範囲 (省略)</p>	ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)	5.3mm		100			37.5mm		95~100	100		31.5mm		—	95~100	100	26.5mm		—	—	95~100	19mm		60~90	60~90	—	13.2mm		—	—	55~85	4.75mm		30~65	30~65	30~65	2.36mm		20~50	20~50	20~50	425μm		10~30	10~30	10~30	75μm		2~10	2~10	2~10	<p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含まない破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。</p> <p style="text-align: center;">表2-7 再生粒度調整碎石の粒度</p> <table border="1" data-bbox="1587 394 2466 873"> <thead> <tr> <th>ふるい目の開き</th> <th>粒度範囲 (呼び名)</th> <th>40~0 (RM-40)</th> <th>30~0 (RM-30)</th> <th>25~0 (RM-25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.3mm</td> <td></td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td></td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td></td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td></td> <td>60~90</td> <td>60~90</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55~85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td></td> <td>30~65</td> <td>30~65</td> <td>30~65</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td></td> <td>20~50</td> <td>20~50</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>425μm</td> <td></td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> </tr> <tr> <td>75μm</td> <td></td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含まない破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。</p> <p>2 碎石の材質については、表2-8の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-8 安定性試験の限度 (省略)</p> <p>3 碎石の品質は、表2-9の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-9 碎石の品質 (省略)</p> <p>4 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-10によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格は JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) によるものとし、その他は碎石の粒度に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-10 鉄鋼スラグの種類と主な用途 (省略)</p> <p>5 路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-11の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-11 鉄鋼スラグの規格 (省略)</p> <p>6 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理 (加熱混合) に用いる鉄鋼スラグ (製鋼スラグ) の規格は、表2-12の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-12 製鋼スラグの規格 (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 スクリーニングス (碎石ダスト) の粒度は、表2-13の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-13 スクリーニングスの粒度範囲 (省略)</p>	ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)	5.3mm		100			37.5mm		95~100	100		31.5mm		—	95~100	100	26.5mm		—	—	95~100	19mm		60~90	60~90	—	13.2mm		—	—	55~85	4.75mm		30~65	30~65	30~65	2.36mm		20~50	20~50	20~50	425μm		10~30	10~30	10~30	75μm		2~10	2~10	2~10	
ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)																																																																																																												
5.3mm		100																																																																																																														
37.5mm		95~100	100																																																																																																													
31.5mm		—	95~100	100																																																																																																												
26.5mm		—	—	95~100																																																																																																												
19mm		60~90	60~90	—																																																																																																												
13.2mm		—	—	55~85																																																																																																												
4.75mm		30~65	30~65	30~65																																																																																																												
2.36mm		20~50	20~50	20~50																																																																																																												
425μm		10~30	10~30	10~30																																																																																																												
75μm		2~10	2~10	2~10																																																																																																												
ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)																																																																																																												
5.3mm		100																																																																																																														
37.5mm		95~100	100																																																																																																													
31.5mm		—	95~100	100																																																																																																												
26.5mm		—	—	95~100																																																																																																												
19mm		60~90	60~90	—																																																																																																												
13.2mm		—	—	55~85																																																																																																												
4.75mm		30~65	30~65	30~65																																																																																																												
2.36mm		20~50	20~50	20~50																																																																																																												
425μm		10~30	10~30	10~30																																																																																																												
75μm		2~10	2~10	2~10																																																																																																												

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																											
<p>第216条 アスファルト用再生骨材</p> <p>再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-15、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-16とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-15 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="341 483 1335 667"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 %</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] 骨材の微粒分量は「JISA1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注5] アスファルト混合物層の切消味材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切消味材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">表2-16 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="341 1207 1335 1438"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 %</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mmと5~0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量は「JISA1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p>	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	20以上	骨材の微粒分量 %	5以下	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下	<p>第216条 アスファルト用再生骨材</p> <p>再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-14の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-14 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="1537 483 2507 667"> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 %</td> <td colspan="2">3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度 1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数 MPa/mm</td> <td>1.70以上</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td colspan="2">5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 各項目は13~0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。</p> <p>[注3] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75μmふるいことどまるものと水洗い後の75μmふるいことどまるものを、乾燥もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである。（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う）</p> <p>[注4] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上		旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上	圧裂係数 MPa/mm	1.70以上	骨材の微粒分量 %	5以下		
項目	目標値																												
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																												
旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	20以上																												
骨材の微粒分量 %	5以下																												
項目	目標値																												
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																												
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm	1.70以下																												
骨材の微粒分量 %	5以下																												
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																												
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上																											
	圧裂係数 MPa/mm	1.70以上																											
骨材の微粒分量 %	5以下																												

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																																				
<p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>第217条 フィラー</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-17の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-17 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲 (省略)</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第218条 安定材</p> <p>1 瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表2-18に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-19に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-18 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1" data-bbox="320 932 1356 1373"> <thead> <tr> <th>項目 \ 種類</th> <th>40～60</th> <th>60～80</th> <th>80～100</th> <th>100～120</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度 (25℃) 1/10mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点℃</td> <td>47.0～55.0</td> <td>44.0～52.0</td> <td>42.0～50.0</td> <td>40.0～50.0</td> </tr> <tr> <td>伸度 (15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比%</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃) g/cm³</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 各種類とも120℃ 150℃ 180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。</p> <p>[注2] 舗装用の新アスファルトである120～150、150～200、200～300は、JIS K 2207(石油アスファルト)とは引火点異なる。</p>	項目 \ 種類	40～60	60～80	80～100	100～120	針入度 (25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	軟化点℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0	伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	蒸発後の針入度比%	110以下	110以下	110以下	110以下	密度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	<p>第217条 フィラー</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-15の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲 (省略)</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第218条 安定材</p> <p>1 瀝青安定処理に使用する瀝青材料(追加)の品質は、表2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-16 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1" data-bbox="1504 932 2540 1373"> <thead> <tr> <th>項目 \ 種類</th> <th>40～60</th> <th>60～80</th> <th>80～100</th> <th>100～120</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度 (25℃) 1/10mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点℃</td> <td>47.0～55.0</td> <td>44.0～52.0</td> <td>42.0～50.0</td> <td>40.0～50.0</td> </tr> <tr> <td>伸度 (15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比%</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃) g/cm³</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 各種類とも120℃ 150℃ 180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。 (新設)</p>	項目 \ 種類	40～60	60～80	80～100	100～120	針入度 (25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	軟化点℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0	伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	蒸発後の針入度比%	110以下	110以下	110以下	110以下	密度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	
項目 \ 種類	40～60	60～80	80～100	100～120																																																																																																		
針入度 (25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下																																																																																																		
軟化点℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0																																																																																																		
伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																		
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																		
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上																																																																																																		
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下																																																																																																		
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上																																																																																																		
蒸発後の針入度比%	110以下	110以下	110以下	110以下																																																																																																		
密度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																		
項目 \ 種類	40～60	60～80	80～100	100～120																																																																																																		
針入度 (25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下																																																																																																		
軟化点℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0																																																																																																		
伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																		
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																		
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上																																																																																																		
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下																																																																																																		
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上																																																																																																		
蒸発後の針入度比%	110以下	110以下	110以下	110以下																																																																																																		
密度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																		

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後										現行										備考	
表2-19 石油アスファルト乳剤の規格										表2-17 石油アスファルト乳剤の規格											
項目	種類及び記号		カチオン乳剤						ノニオン乳剤	項目	種類及び記号		カチオン乳剤						ノニオン乳剤		
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	PK-1		PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1				
エングラ一度(25℃)	3~15		1~6			3~40			2~30	エングラ一度(25℃)	3~15		1~6			3~40			2~30		
ふるい残留分(%) (1.18mm)	0.3以下									0.3以下	ふるい残留分(%) (1.18mm)	0.3以下									0.3以下
付着度	2/3以上			-			-			付着度	2/3以上			-			-				
粗粒度骨材混合性	-			揃であること			-			粗粒度骨材混合性	-			揃であること			-				
密粒度骨材混合性	-			揃であること			-			密粒度骨材混合性	-			揃であること			-				
土まじり骨材混合性(質量%)	-						5以下			土まじり骨材混合性(質量%)	-						5以下				
セメント混合性(質量%)	-								1.0以下	セメント混合性(質量%)	-								1.0以下		
粒子の電荷	陽(+)								-	粒子の電荷	陽(+)								-		
蒸発残留分(質量%)	60以上		50以上			57以上			57以上	蒸発残留分(質量%)	60以上		50以上			57以上			57以上		
蒸発残留物	針入度(25℃) (1/10mm)	100を超え200以下	150を超え300以下	100を超え300以下	60を超え150以下	60を超え200以下		60を超え300以下	60を超え300以下	蒸発残留物	針入度(25℃) (1/10mm)	100を超え200以下	150を超え300以下	100を超え300以下	60を超え150以下	60を超え200以下		60を超え300以下	60を超え300以下		
	トルエン可溶分(質量%)	98以上						97以上			97以上	トルエン可溶分(質量%)	98以上						97以上		
貯蔵安定度(24hr)(質量%)	1以下									1以下	貯蔵安定度(24hr)(質量%)	1以下									1以下
凍結安定度(-5℃)	-	粗粒子・塊のないこと		-						-	凍結安定度(-5℃)	-	粗粒子・塊のないこと		-						-
主な用途	温暖期浸透用及び 表面処理用	寒冷期浸透用及び 表面処理用	生用 プライムコート用及び セメント安定処理層	タクコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・ 乳剤安定処理剤		主な用途	温暖期浸透用及び 表面処理用	寒冷期浸透用及び 表面処理用	生用 プライムコート用及び セメント安定処理層	タクコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・ 乳剤安定処理剤			

【注1】 種類記号の説明 P：浸透用乳剤、M：混合用乳剤、K：カチオン乳剤、N：ノニオン乳剤

【注2】 エングラ一度が15以下の乳剤については、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.3 エングラ一度試験方法によって求め、15を超える乳剤については、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラ一度に換算する。

2 (省略)

3 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定される生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

第219条 再生路盤材
再生路盤材の品質及び規格については、「舗装再生便覧」(日本道路協会、令和6年2月)によるものとする。

第4節 (省略)

第5節 鋼材

第221条 (省略)

第222条 鋼材
鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

【注1】 種類記号の説明 P：浸透用乳剤M：混合用乳剤、K：カチオン乳剤、N：ノニオン乳剤

【注2】 エングラ一度が15以下の乳剤については、JIS K 2208:2000 6. 4セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラ一度を換算する。

2 (省略)

3 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 に規定される工業用石灰 (追加) や、生石灰 (追加)、消石灰 (追加)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

第219条 再生路盤材
再生路盤材の品質及び規格については、「舗装再生便覧」(日本道路協会、平成22年12月)によるものとする。

第4節 (省略)

第5節 鋼材

第221条 (省略)

第222条 鋼材
鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>(1) 構造用圧延鋼材 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) <u>JIS G 3140 (橋梁用高降伏点鋼板)</u> 土留に使用する波型鋼板は、JIS G 3101-SS330 (黒皮品) の規格に適合したライナープレートとする。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 摩擦接合用ボルト用鋼材 JIS B 1180 (六角ボルト) JIS B 1181 (六角ナット) JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット) JIS B 1256 (平座金) JIS B 1198 (頭付きスタッド) JIS M 2506 (ロックボルト) 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット (日本道路協会) 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格 (日本道路協会) <u>(削除)</u></p> <p>(6) 溶接材料 JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ) JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) JIS Z 3315 (耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ) JIS Z 3320 (耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ) JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス)</p> <p>(7)～(10) (省略)</p> <p>(11) 鋼製ぐい及び鋼矢板 JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板) JIS A 5525 (鋼管ぐい) JIS A 5526 (H形鋼ぐい) JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板) JIS A 5530 (鋼管矢板)</p> <p>(12) 鋼製支保工 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS B 1180 (六角ボルト) JIS B 1181 (六角ナット)</p>	<p>(1) 構造用圧延鋼材 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) <u>(新設)</u> 土留に使用する波型鋼板は、JIS G 3101-SS330 (黒皮品) の規格に適合したライナープレートとする。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 摩擦接合用ボルト用鋼材 JIS B 1180 (六角ボルト) JIS B 1181 (六角ナット) JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット) JIS B 1256 (平座金) JIS B 1198 (頭付きスタッド) JIS M 2506 (ロックボルト) 摩擦接合用トルシア形高力ボルト、六角ナット、平座金のセット (日本道路協会) 支圧接合用打込み式高力ボルト、角ナット、座金暫定規格 (日本道路協会) <u>(1971)</u></p> <p>(6) 溶接材料 JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3312 (軟鋼及び高張力鋼及び低温用鋼用(追加)マグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ) JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) JIS Z 3315 (耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ) JIS Z 3320 (耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ワイヤ) JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接フラックス)</p> <p>(7)～(10) (省略)</p> <p>(11) 鋼製ぐい及び鋼矢板 JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板) JIS A 5525 (鋼管ぐい) JIS A 5526 (H型鋼ぐい) JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板) JIS A 5530 (鋼管矢板)</p> <p>(12) 鋼製支保工 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS B 1180 (六角ボルト) JIS B 1181 (六角ナット)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット) (13)～(18) (省略) (19) 異形スタッド (エキスパンション用) エキスパンション用異形スタッド (NSD400) の品質規格は表2-20のとおりとする。 表2-20 異形スタッド (NSD400) の品質規格 (省略)</p> <p>第6節 セメント及び混和材料 第223条 (省略) 第224条 セメント 1 セメントは、表2-21の規格に適合するものとする。 表2-21 セメントの種類 (省略) 2 (省略) 3 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-22の規格に適合するものとする。 表2-22 普通ポルトランドセメントの品質 (省略) 4 (省略) 第225条～第226条 (省略)</p> <p>第7節 セメントコンクリート製品 第227条～第228条 (省略) 第229条 片厚U字溝 1 片厚U字溝の形状、寸法は、図2-1及び表2-23のとおりとする。 図2-1 (省略) 表2-23 片厚U字溝の寸法 (省略) 2 品質は、片厚U字溝の曲げ強さが表2-24以上でなければならない。また、曲げ強さの試験は JIS A 5305 (鉄筋コンクリートU字溝) によるものとする。 表2-24 片厚U字溝の曲げ強度 (省略)</p> <p>第230条 コンクリート板 1 コンクリート板は、金網素線コンクリート製の表板1枚、控板2枚、硬質塩化ビニール製の控棒2本及び止めピン2本で構成され、形状、寸法、品質等については、次のとおりとする。 (1) (省略) (2) 寸法の許容差は、次のとおりとする。 表2-25 コンクリート板 (表板及び控板) 単位：mm (省略) 表2-26 控棒及び止ピン 単位：mm (省略)</p>	<p>JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット) (13)～(18) (省略) (19) 異形スタッド (エキスパンション用) エキスパンション用異形スタッド (NSD400) の品質規格は下表のとおりとする。 (追加) 異形スタッド (NSD400) の品質規格 (省略)</p> <p>第6節 セメント及び混和材料 第223条 (省略) 第224条 セメント 1 セメントは、表2-18の規格に適合するものとする。 表2-18 セメントの種類 (省略) 2 (省略) 3 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-19の規格に適合するものとする。 表2-19 普通ポルトランドセメントの品質 (省略) 4 (省略) 第225条～第226条 (省略)</p> <p>第7節 セメントコンクリート製品 第227条～第228条 (省略) 第229条 片厚U字溝 1 片厚U字溝の形状、寸法は、図2-1及び表2-20のとおりとする。 図2-1 (省略) 表2-20 片厚U字溝の寸法 (省略) 2 品質は、片厚U字溝の曲げ強さが表2-21以上でなければならない。また、曲げ強さの試験は JIS A 5305 (鉄筋コンクリートU字溝) によるものとする。 表2-21 片厚U字溝の曲げ強度 (省略)</p> <p>第230条 コンクリート板 1 コンクリート板は、金網素線コンクリート製の表板1枚、控板2枚、硬質塩化ビニール製の控棒2本及び止めピン2本で構成され、形状、寸法、品質等については、次のとおりとする。 (1) (省略) (2) 寸法の許容差は、次のとおりとする。 表2-22 コンクリート板 (表板及び控板) 単位：mm (省略) 表2-23 控棒及び止ピン 単位：mm (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																				
<p>(3) コンクリート板の曲げ強さは、次の値以上でなければならない。 表2-27 コンクリート板の曲げ強さ (省略)</p> <p>また、組立板の破壊張力は、次の値以上でなければならない。 表2-28 組立板の破壊張力 (省略)</p> <p>(4) コンクリート板は、亀裂、損傷等がないものでなければならない。 2～3 (省略)</p> <p>第8節 瀝青材料 第231条 一般瀝青材料</p> <p>1 舗装用石油アスファルトは、表2-18の規格に適合するものとする。</p> <p>2 ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-29の規格に適合するものとする。なお、請負者は、プラントミックスタイプを使用する場合、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-29に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。 表2-29 ポリマー改質アスファルトの標準的性状</p> <p>3 セミブローンアスファルトは、表2-30の規格に適合するものとする。 表2-30 セミブローンアスファルト（AC-100）の規格 (省略)</p> <p>4 石油アスファルト乳剤は、表2-31の規格に適合するものとする。 表2-31 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状 (省略)</p> <p><u>5 硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-32の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-33の規格に適合するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">表2-32 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">石油アスファルト 20～40</th> <th style="text-align: center;">トリニダッドレイク アスファルト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度 (25℃)</td> <td style="text-align: center;">1/10 mm</td> <td style="text-align: center;">20を超え40以下</td> <td style="text-align: center;">1～4</td> </tr> <tr> <td>軟化点</td> <td style="text-align: center;">℃</td> <td style="text-align: center;">55.0～65.0</td> <td style="text-align: center;">93～98</td> </tr> <tr> <td>伸度 (25℃)</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">50以上</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>蒸発質量変化率</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">0.3以下</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">99.0以上</td> <td style="text-align: center;">52.5～55.5</td> </tr> <tr> <td>引火点</td> <td style="text-align: center;">℃</td> <td style="text-align: center;">260以上</td> <td style="text-align: center;">240以上</td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃)</td> <td style="text-align: center;">g/cm³</td> <td style="text-align: center;">1.00以上</td> <td style="text-align: center;">1.38～1.42</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]石油アスファルト20～40の代わりに、石油アスファルト40～60などを使用する場合もある。</p> <p style="text-align: center;">表2-33 硬質アスファルトの標準的性状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">標準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">項目</td> <td style="text-align: center;">標準値</td> </tr> </tbody> </table>	項目	種類	石油アスファルト 20～40	トリニダッドレイク アスファルト	針入度 (25℃)	1/10 mm	20を超え40以下	1～4	軟化点	℃	55.0～65.0	93～98	伸度 (25℃)	cm	50以上	—	蒸発質量変化率	%	0.3以下	—	トルエン可溶分	%	99.0以上	52.5～55.5	引火点	℃	260以上	240以上	密度 (15℃)	g/cm ³	1.00以上	1.38～1.42	項目	標準値	項目	標準値	<p>(3) コンクリート板の曲げ強さは、次の値以上でなければならない。 表2-24 コンクリート板の曲げ強さ (省略)</p> <p>また、組立板の破壊張力は、次の値以上でなければならない。 表2-25 組立板の破壊張力 (省略)</p> <p>(4) コンクリート板は、亀裂、損傷等がないものでなければならない。 2～3 (省略)</p> <p>第8節 瀝青材料 第231条 一般瀝青材料</p> <p>1 舗装用石油アスファルトは、表2-16の規格に適合するものとする。</p> <p>2 ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-26の規格に適合するものとする。なお、請負者は、プラントミックスタイプを使用する場合、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-26に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。 表2-26 ポリマー改質アスファルトの標準的性状</p> <p>3 セミブローンアスファルトは、表2-27の規格に適合するものとする。 表2-27 セミブローンアスファルト（AC-100）の規格 (省略)</p> <p>4 石油アスファルト乳剤は、表2-28の規格に適合するものとする。 表2-28 ゴム入りアスファルト乳剤の規格 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	
項目	種類	石油アスファルト 20～40	トリニダッドレイク アスファルト																																			
針入度 (25℃)	1/10 mm	20を超え40以下	1～4																																			
軟化点	℃	55.0～65.0	93～98																																			
伸度 (25℃)	cm	50以上	—																																			
蒸発質量変化率	%	0.3以下	—																																			
トルエン可溶分	%	99.0以上	52.5～55.5																																			
引火点	℃	260以上	240以上																																			
密度 (15℃)	g/cm ³	1.00以上	1.38～1.42																																			
項目	標準値																																					
項目	標準値																																					

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>針入度 (25℃) 1/10 mm</td><td style="text-align: center;">15~30</td></tr> <tr><td>軟化点 ℃</td><td style="text-align: center;">58~68</td></tr> <tr><td>伸度 (25℃) cm</td><td style="text-align: center;">10以上</td></tr> <tr><td>蒸発質量変化率 %</td><td style="text-align: center;">0.5以下</td></tr> <tr><td>トルエン可溶分 %</td><td style="text-align: center;">86~91</td></tr> <tr><td>引火点 ℃</td><td style="text-align: center;">240以上</td></tr> <tr><td>密度 (15℃) g/cm³</td><td style="text-align: center;">1.07~1.13</td></tr> </table> <p>6 <u>グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-32 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。</u></p> <p>7 <u>グースアスファルトは、表2-33 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。</u></p> <p>第232条 (省略)</p> <p>第233条 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-34、2-35、2-36の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-34 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-35 再生用添加剤の品質 (オイル系)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-36 再生用添加剤の標準的性状</p> <p style="text-align: center;">プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 60%;">項目</th><th style="width: 40%;">標準的性状</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>動粘度 (60℃) mm²/s</td><td style="text-align: center;">80~1,000</td></tr> <tr><td>引火点 ℃</td><td style="text-align: center;">250以上</td></tr> <tr><td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td><td style="text-align: center;">2以下</td></tr> <tr><td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td style="text-align: center;">±3以内</td></tr> <tr><td>密度 (15℃) g/cm³</td><td style="text-align: center;">報告</td></tr> <tr><td>組成 (石油学会法規格 JPI-5S-77-19)</td><td style="text-align: center;">報告</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm³ 以上とすることが望ましい。</p> <p>第9節 止水板及び目地材料</p> <p>第234条 止水板</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 ゴム製止水板の形状・寸法は JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) に準ずるものとし、良質な硬質ゴムで主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には、主原料を質量で 70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。規格は表2-37による。</p> <p style="text-align: center;">表2-37 ゴム製止水板の規格</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン (クロロプレンゴム) の性状は表2-38によるものとする。</p>	針入度 (25℃) 1/10 mm	15~30	軟化点 ℃	58~68	伸度 (25℃) cm	10以上	蒸発質量変化率 %	0.5以下	トルエン可溶分 %	86~91	引火点 ℃	240以上	密度 (15℃) g/cm ³	1.07~1.13	項目	標準的性状	動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000	引火点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密度 (15℃) g/cm ³	報告	組成 (石油学会法規格 JPI-5S-77-19)	報告	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第232条 (省略)</p> <p>第233条 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-29、2-30、2-31の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-29 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-30 再生用添加剤の品質 (オイル系)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-31 再生用添加剤の標準的性状</p> <p style="text-align: center;">プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 60%;">項目</th><th style="width: 40%;">標準的性状</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>動粘度 (60℃) mm²/s</td><td style="text-align: center;">80~1,000</td></tr> <tr><td>引火点 ℃</td><td style="text-align: center;">250以上</td></tr> <tr><td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td><td style="text-align: center;">2以下</td></tr> <tr><td>薄膜加熱質量変化率 %</td><td style="text-align: center;">±3 (追加)</td></tr> <tr><td>密度 (15℃) g/cm³</td><td style="text-align: center;">報告</td></tr> <tr><td>組成 (石油学会法規格 JPI-5S-70-10)</td><td style="text-align: center;">報告</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm³ 以上とすることが望ましい。</p> <p>第9節 止水板及び目地材料</p> <p>第234条 止水板</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 ゴム製止水板の形状・寸法は JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) に準ずるものとし、良質な硬質ゴムで主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には、主原料を質量で 70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。規格は表2-32による。</p> <p style="text-align: center;">表2-32 ゴム製止水板の規格</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン (クロロプレンゴム) の性状は表2-33によるものとする。</p>	項目	標準的性状	動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000	引火点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3 (追加)	密度 (15℃) g/cm ³	報告	組成 (石油学会法規格 JPI-5S-70-10)	報告	
針入度 (25℃) 1/10 mm	15~30																																											
軟化点 ℃	58~68																																											
伸度 (25℃) cm	10以上																																											
蒸発質量変化率 %	0.5以下																																											
トルエン可溶分 %	86~91																																											
引火点 ℃	240以上																																											
密度 (15℃) g/cm ³	1.07~1.13																																											
項目	標準的性状																																											
動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000																																											
引火点 ℃	250以上																																											
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																											
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																											
密度 (15℃) g/cm ³	報告																																											
組成 (石油学会法規格 JPI-5S-77-19)	報告																																											
項目	標準的性状																																											
動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000																																											
引火点 ℃	250以上																																											
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																											
薄膜加熱質量変化率 %	±3 (追加)																																											
密度 (15℃) g/cm ³	報告																																											
組成 (石油学会法規格 JPI-5S-70-10)	報告																																											

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p style="text-align: center;">表2-38 止水ゴムパッキンの規格 (省略)</p> <p>第235条 (省略)</p> <p>第10節 (省略)</p> <p>第11節 道路標識及び区画線</p> <p>第237条 道路標識</p> <p>標示板、支柱、補強材、取付け金具、反射シートの品質は、次の規格に適合するものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 反射シート</p> <p>標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-39、2-40に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。</p> <p>なお、請負者は、表2-39、2-40に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-39 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-40 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (省略)</p> <p>第238条 区画線</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 区画線の品質規格及び材料使用量は、表2-41及び表2-42のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-41 常温式ペイント及び加熱式ペイント(1km当り) (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-42 熔融式ペイント(1km当り) (省略)</p> <p>3 区画線設置の巾及び色彩は、表2-43による。</p> <p style="text-align: center;">表2-43 区画線設置の巾及び色彩 (省略)</p> <p>第12節 緑化材料</p> <p>第239条</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 種子の発芽率及び純度等は、表2-44を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-44 種子の発芽率及び純度 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">表2-33 止水ゴムパッキンの規格 (省略)</p> <p>第235条 (省略)</p> <p>第10節 (省略)</p> <p>第11節 道路標識及び区画線</p> <p>第237条 道路標識</p> <p>標示板、支柱、補強材、取付け金具、反射シートの品質は、次の規格に適合するものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 反射シート</p> <p>標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-34、2-35に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。</p> <p>なお、請負者は、表2-34、2-35に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-34 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-35 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (省略)</p> <p>第238条 区画線</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 区画線の品質規格及び材料使用量は、表2-36及び表2-37のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-36 常温式ペイント及び加熱式ペイント(1km当り) (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-37 熔融式ペイント(1km当り) (省略)</p> <p>3 区画線設置の巾及び色彩は、表2-38による。</p> <p style="text-align: center;">表2-38 区画線設置の巾及び色彩 (省略)</p> <p>第12節 緑化材料</p> <p>第239条</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 種子の発芽率及び純度等は、表2-39を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-39 種子の発芽率及び純度 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第240条～第251条 (省略)</p> <p>第13節 その他</p> <p>第252条 エポキシ系樹脂接着剤</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 橋梁修繕工に使用するシーラ材・注入材の規格は表2-45のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-45 シーラ材・注入材の規格 (省略)</p> <p>3 エポキシ系樹脂は、表2-46に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-46 エポキシ系樹脂の規格 (省略)</p> <p>4 エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表2-47のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-47 質量配合比 (省略)</p> <p>5 珪砂は表2-48の規格を満足する4号・7号を使用する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 粒度</p> <p style="text-align: center;">表2-48 珪砂の規格 (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>6 砂利 樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥(表乾状態)させたものとし、粒度分布は表2-49を満足しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-49 粒度分布 (省略)</p> <p>7 繊維</p> <p>(1) 繊維については、カーボンガラスロービングと同等品以上とする。</p> <p>(2) 繊維の品質規格については、表2-50とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-50 繊維の品質規格 (省略)</p> <p>8 充填材及びバックアップ材の物性は表2-51、表2-52のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-51 弾性シーラ材の品質の標準規格及び試験項目物性 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-52 バックアップ材の品質の標準規格 (省略)</p> <p>第253条 合成樹脂製品</p> <p>(削除) 合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。</p>	<p>第240条～第251条 (省略)</p> <p>第13節 その他</p> <p>第252条 エポキシ系樹脂接着剤</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 橋梁修繕工に使用するシーラ材・注入材の規格は表2-40のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-40 シーラ材・注入材の規格 (省略)</p> <p>3 エポキシ系樹脂は、表2-41に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-41 エポキシ系樹脂の規格 (省略)</p> <p>4 エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表2-42のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-42 質量配合比 (省略)</p> <p>5 珪砂は表2-43の規格を満足する4号・7号を使用する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 粒度</p> <p style="text-align: center;">表2-43 珪砂の規格 (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>6 砂利 樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥(表乾状態)させたものとし、粒度分布は表2-44を満足しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-44 粒度分布 (省略)</p> <p>7 繊維</p> <p>(1) 繊維については、カーボンガラスロービングと同等品以上とする。</p> <p>(2) 繊維の品質規格については、表2-45とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-45 繊維の品質規格 (省略)</p> <p>8 充填材及びバックアップ材の物性は表2-46、表2-47のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-46 弾性シーラ材の品質の標準規格及び試験項目物性 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表2-47 バックアップ材の品質の標準規格 (省略)</p> <p>第253条 合成樹脂製品</p> <p>1 合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																					
<p>(省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第1節 適用 (省略)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>第302条 一般事項</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月)</p> <p><u>日本道路協会</u> 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針 (案) (平成2年11月)</p> <p>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月)</p> <p>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について (平成2年9月)</p> <p>日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (<u>令和6年3月</u>)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について (<u>令和7年3月</u>)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月)</p> <p>日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説 (平成16年3月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)</p>	<p>(省略)</p> <p>2 鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン (クロロプレンゴム) の性状は表2-48 によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-48 止水ゴムパッキンの規格</p> <table border="1" data-bbox="1558 436 2496 709"> <tr> <td>硬度</td> <td>60±5度</td> <td>JIS K 6253</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>12000KN/m²以上</td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>400%以上</td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>老化試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張り強さ変化率</td> <td>-20%以上</td> <td>JIS K 6257</td> </tr> <tr> <td>伸び変化率</td> <td>-30%以上</td> <td>100°C×70h</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ率</td> <td>45%以下</td> <td>JIS K 6262 の10 100°C×70h</td> </tr> </table> <p>第3章 一般施工</p> <p>第1節 適用 (省略)</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>第302条 一般事項</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月)</p> <p><u>日本道路協会</u> 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針 (案) (平成2年11月)</p> <p>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月)</p> <p>建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について (平成2年9月)</p> <p>日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (<u>平成26年12月</u>)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について (<u>平成31年3月</u>)</p> <p>建設省 防護柵の設置基準の改訂について (<u>平成10年11月</u>)</p> <p><u>建設省</u> 車両用防護柵標準仕様について (<u>平成11年2月</u>)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月)</p> <p>日本道路協会 車両用防護柵標準仕様・同解説 (平成16年3月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)</p>	硬度	60±5度	JIS K 6253	引張り強さ	12000KN/m ² 以上	JIS K 6251	伸び	400%以上	JIS K 6251	老化試験			引張り強さ変化率	-20%以上	JIS K 6257	伸び変化率	-30%以上	100°C×70h	圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262 の10 100°C×70h	
硬度	60±5度	JIS K 6253																					
引張り強さ	12000KN/m ² 以上	JIS K 6251																					
伸び	400%以上	JIS K 6251																					
老化試験																							
引張り強さ変化率	-20%以上	JIS K 6257																					
伸び変化率	-30%以上	100°C×70h																					
圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262 の10 100°C×70h																					

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
土木学会 鉄筋定着・継手指針 <u>(削除)</u>	土木学会 鉄筋定着・継手指針[2020年制定]	
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	
地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル	地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル	
日本道路協会 道路土工要綱	日本道路協会 道路土工要綱	
日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針	日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針	
日本道路協会 道路土工-盛土工指針	日本道路協会 道路土工-盛土工指針	
日本道路協会 道路土工-切土・斜面安定工指針	日本道路協会 道路土工-切土・斜面安定工指針	
日本道路協会 道路土工-擁壁工指針	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針	
日本道路協会 道路土工-カルバート工指針	日本道路協会 道路土工-カルバート工指針	
日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針	日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針	
<u>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧</u>	<u>(新設)</u>	
日本道路協会 舗装再生便覧	日本道路協会 舗装再生便覧	
日本道路協会 舗装施工便覧	日本道路協会 舗装施工便覧	
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	
建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について	建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について	
建設業労働災害防止協会 <u>ずい道等建設工事</u> における換気技術指針	建設業労働災害防止協会 <u>ずい道工事</u> における換気技術指針 <u>(追加)</u>	
<u>(換気技術の設計及び粉じん等の測定)</u>		
建設省 道路付属物の基礎について	建設省 道路付属物の基礎について	
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	
<u>(削除)</u>	日本道路協会 <u>路上表層再生工法技術指針(案)</u>	
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	
建設省 土木構造物設計マニュアル(案) [土工構造物・橋梁編]	建設省 土木構造物設計マニュアル(案) [土工構造物・橋梁編]	
建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	
[ボックスカルバート・擁壁編]	[ボックスカルバート・擁壁編]	
建設省 建設副産物適正処理推進要綱	建設省 建設副産物適正処理推進要綱	
厚生労働省 <u>ずい道等建設工事</u> における粉じん対策に関するガイドライン	厚生労働省 <u>ずい道等建設工事</u> における粉じん対策に関するガイドライン	
国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案) [樋門編]	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案) [樋門編]	
国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	
<u>厚生労働省</u> 騒音障害防止のためのガイドライン	<u>労働省</u> 騒音障害防止のためのガイドライン	
厚生労働省 手すり先行 <u>工法等</u> に関するガイドライン	厚生労働省 手すり先行 <u>工法</u> に関するガイドライン	
第3節 共通の工種	第3節 共通の工種	
第303条~第315条 (省略)	第303条~第315条 (省略)	
第316条 既製杭工	第316条 既製杭工	
1~4 (省略)	1~4 (省略)	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																										
<p>5 請負者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、<u>第 802 条作業土工 (床掘り・埋戻し)</u> の規定により、これを埋戻さなければならない。</p> <p>6～29 (省略)</p> <p>第 317 条 場所打杭工</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 請負者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、<u>第 802 条作業土工 (床掘り・埋戻し)</u> の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。</p> <p>4～26 (省略)</p> <p>第 318 条～第 320 条 (省略)</p> <p>第 321 条 鋼管矢板基礎工</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 請負者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、<u>第 802 条作業土工 (床掘り・埋戻し)</u> の規定により、これを埋戻さなければならない。</p> <p>6～25 (省略)</p> <p>第 5 節 排水施設工</p> <p>第 322 条 一般事項</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、基礎の施工、床堀及び埋戻しの施工にあたっては、<u>第 802 条作業土工 (床掘り・埋戻し)</u> によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第 323 条～第 329 条 (省略)</p> <p>第 6 節～第 11 節 (省略)</p> <p>第 4 章 無筋・鉄筋コンクリート工</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>第 401 条 適用 (省略)</p> <p>第 402 条 適用すべき諸基準</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0" data-bbox="365 1612 1389 1961"> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書 (施工編) <u>(削除)</u></td> <td>(令和 5 年 9 月)</td> </tr> <tr> <td><u>土木学会</u></td> <td>コンクリート標準示方書 (設計編) <u>(削除)</u></td> <td>(令和 5 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリートのポンプ施工指針 <u>(削除)</u></td> <td>(平成 24 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>アルカリ骨材反応抑制対策について</td> <td>(平成 14 年 7 月 31 日)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</td> <td>(平成 14 年 7 月 31 日)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>鉄筋定着・継手指針</td> <td>(令和 2 年 3 月)</td> </tr> </table>	土木学会	コンクリート標準示方書 (施工編) <u>(削除)</u>	(令和 5 年 9 月)	<u>土木学会</u>	コンクリート標準示方書 (設計編) <u>(削除)</u>	(令和 5 年 3 月)	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針 <u>(削除)</u>	(平成 24 年 6 月)	国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成 14 年 7 月 31 日)	国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成 14 年 7 月 31 日)	<u>(削除)</u>			土木学会	鉄筋定着・継手指針	(令和 2 年 3 月)	<p>5 請負者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、<u>本章第 304 条作業土工</u> の規定により、これを埋戻さなければならない。</p> <p>6～29 (省略)</p> <p>第 317 条 場所打杭工</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 請負者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、<u>本章第 304 条作業土工</u> の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。</p> <p>4～26 (省略)</p> <p>第 318 条～第 320 条 (省略)</p> <p>第 321 条 鋼管矢板基礎工</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 請負者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、<u>本章第 304 条作業土工</u> の規定により、これを埋戻さなければならない。</p> <p>6～25 (省略)</p> <p>第 5 節 排水施設工</p> <p>第 322 条 一般事項</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、基礎の施工、床堀及び埋戻しの施工にあたっては、<u>第 304 条作業土工</u> によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第 323 条～第 329 条 (省略)</p> <p>第 6 節～第 11 節 (省略)</p> <p>第 4 章 無筋・鉄筋コンクリート工</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>第 401 条 適用 (省略)</p> <p>第 402 条 適用すべき諸基準</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0" data-bbox="1552 1612 2576 1961"> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書 (施工編) <u>[2023 年制定]</u></td> <td>(令和 5 年 9 月)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>コンクリート標準示方書 (設計編) <u>[2022 年制定]</u></td> <td>(令和 5 年 3 月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリートのポンプ施工指針 <u>[2012 年制定]</u></td> <td>(平成 24 年 6 月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>アルカリ骨材反応抑制対策について</td> <td>(平成 14 年 7 月 31 日)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</td> <td>(平成 14 年 7 月 31 日)</td> </tr> <tr> <td><u>(社) 日本圧接協会</u></td> <td>鉄筋のガス圧接工事標準仕様書</td> <td>(平成 11 年)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>鉄筋定着・継手指針</td> <td>(令和 2 年 3 月)</td> </tr> </table>	土木学会	コンクリート標準示方書 (施工編) <u>[2023 年制定]</u>	(令和 5 年 9 月)	<u>(追加)</u>	コンクリート標準示方書 (設計編) <u>[2022 年制定]</u>	(令和 5 年 3 月)	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針 <u>[2012 年制定]</u>	(平成 24 年 6 月)	国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成 14 年 7 月 31 日)	国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成 14 年 7 月 31 日)	<u>(社) 日本圧接協会</u>	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書	(平成 11 年)	土木学会	鉄筋定着・継手指針	(令和 2 年 3 月)	
土木学会	コンクリート標準示方書 (施工編) <u>(削除)</u>	(令和 5 年 9 月)																																										
<u>土木学会</u>	コンクリート標準示方書 (設計編) <u>(削除)</u>	(令和 5 年 3 月)																																										
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針 <u>(削除)</u>	(平成 24 年 6 月)																																										
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成 14 年 7 月 31 日)																																										
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成 14 年 7 月 31 日)																																										
<u>(削除)</u>																																												
土木学会	鉄筋定着・継手指針	(令和 2 年 3 月)																																										
土木学会	コンクリート標準示方書 (施工編) <u>[2023 年制定]</u>	(令和 5 年 9 月)																																										
<u>(追加)</u>	コンクリート標準示方書 (設計編) <u>[2022 年制定]</u>	(令和 5 年 3 月)																																										
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針 <u>[2012 年制定]</u>	(平成 24 年 6 月)																																										
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成 14 年 7 月 31 日)																																										
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成 14 年 7 月 31 日)																																										
<u>(社) 日本圧接協会</u>	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書	(平成 11 年)																																										
土木学会	鉄筋定着・継手指針	(令和 2 年 3 月)																																										

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成 29 年 9 月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリート活用に関するガイドライン (平成 29 年 3 月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成 29 年 3 月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成 30 年 6 月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン (平成 31 年 1 月)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (省略)</p> <p>第 4 節 鉄筋工</p> <p>第 411 条～第 412 条 (省略)</p> <p>第 413 条 鉄筋の加工</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）<u>本編</u>第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」<u>(削除)</u>の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>第 414 条 (省略)</p> <p>第 415 条 鉄筋の継手</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 機械式鉄筋継手</p> <p>(1) 請負者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (<u>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会</u>、平成 29 年 3 月)」に基づき実施するものとする。施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、<u>鉄筋定着・継手指針</u>の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第 5 節～第 6 節 (省略)</p>	<p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成 29 年 9 月)</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリート活用に関するガイドライン (平成 29 年 3 月)</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成 29 年 3 月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成 30 年 6 月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン (平成 31 年 1 月)</p> <p>第 2 節～第 3 節 (省略)</p> <p>第 4 節 鉄筋工</p> <p>第 411 条～第 412 条 (省略)</p> <p>第 413 条 鉄筋の加工</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）<u>[2022 年制定]</u>第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」<u>(土木学会、令和 5 年 3 月)</u>の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>第 414 条 (省略)</p> <p>第 415 条 鉄筋の継手</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 機械式鉄筋継手</p> <p>(1) 請負者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (<u>(追加)</u>平成 29 年 3 月)」に基づき実施するものとする。施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、<u>土木学会鉄筋定着・継手指針[2020 年制定]</u> (<u>令和 2 年 3 月土木学会</u>) の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第 5 節～第 6 節 (省略)</p>	

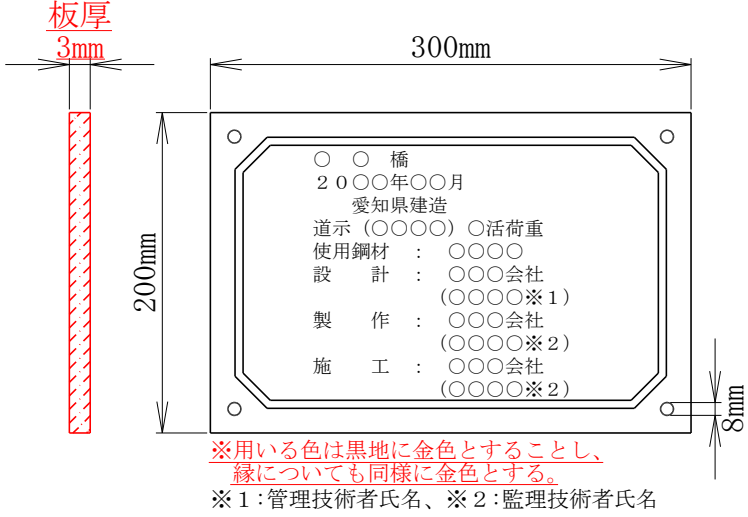
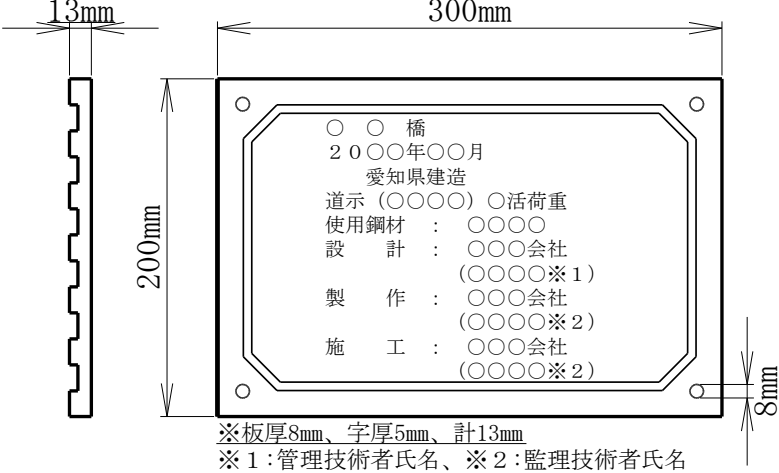
林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第5章 橋梁下部工</p> <p>第1節 通則</p> <p>第501条 適用</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (平成元年8月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (令和5年2月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本林道協会 林道必携 (技術編) (平成23年8月)</p> <p>6 コンクリート構造物非破壊試験 (配筋状態及びかぶり測定) については、次によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、<u>本項において</u>「要領」という。)」 (国土交通省、平成30年10月) に従い行わなければならない。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>7 コンクリート構造物微破壊・非破壊試験 (強度測定) については、次によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (以下、<u>本項において</u>「要領」という。)」 (国土交通省、<u>平成30年10月</u>) に従い行わなければならない。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>第2節 (省略)</p> <p>第3節 橋台工</p> <p>第507条 (省略)</p> <p>第508条 作業土工 (床掘り・埋戻し)</p> <p>作業土工の施工については、<u>第802条作業土工 (床掘り・埋戻し)</u> の規定によるものとする。</p>	<p>第5章 橋梁下部工</p> <p>第1節 通則</p> <p>第501条 適用</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧 (平成元年8月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本林道協会 林道必携 (技術編) (平成23年8月)</p> <p>6 コンクリート構造物非破壊試験 (配筋状態及びかぶり測定) については、次によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、<u>(追加)</u>「要領」という。)」 (国土交通省、平成30年10月) に従い行わなければならない。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>7 コンクリート構造物微破壊・非破壊試験 (強度測定) については、次によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (以下、<u>(追加)</u>「要領」という。)」 (国土交通省 <u>(追加)</u>) に従い行わなければならない。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>第2節 (省略)</p> <p>第3節 橋台工</p> <p>第507条 (省略)</p> <p>第508条 作業土工 (床掘り・埋戻し)</p> <p>作業土工の施工については、<u>第304条作業土工</u> の規定によるものとする。</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

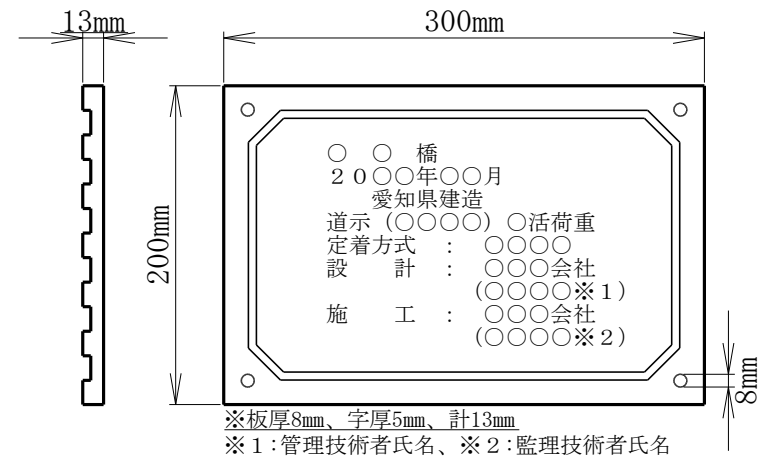
改正後	現行	備考
<p>第509条～514条 (削除)</p> <p>第4節 RC橋脚工</p> <p>第515条 (省略)</p> <p>第516条 作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第802条作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。</p> <p>第517条～第523条 (省略)</p> <p>第5節 鋼製橋脚工</p> <p>第524条 (省略)</p> <p>第525条 作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第802条作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。</p> <p>第526条～第535条 (省略)</p> <p>第6節 護岸基礎工</p> <p>第536条 (省略)</p> <p>第537条 作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第802条作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。</p> <p>第538条～第540条 (省略)</p> <p>第7節 矢板護岸工</p> <p>第541条 (省略)</p> <p>第542条 作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第802条作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。</p> <p>第543条～第544条 (省略)</p> <p>第8節 法覆護岸工</p> <p>第545条～第554条 (省略)</p> <p>第555条 覆土工 覆土工の施工については、第802条作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。</p> <p>第556条 (省略)</p> <p>第9節 擁壁護岸工</p> <p>第557条 (省略)</p> <p>第558条 作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第802条作業土工 (床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。</p> <p>第559条～第560条 (省略)</p> <p>第6章 橋梁上部工</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 工場製作工</p> <p>第602条～第610条 (省略)</p> <p>第611条 鋳造費 橋歴板に用いる材質は、第638条第1項の規定による。</p>	<p>第509条～514条 (削除)</p> <p>第4節 RC橋脚工</p> <p>第515条 (省略)</p> <p>第516条 作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第304条作業土工の規定によるものとする。</p> <p>第517条～第523条 (省略)</p> <p>第5pp節 鋼製橋脚工</p> <p>第524条 (省略)</p> <p>第525条 作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第304条作業土工の規定によるものとする。</p> <p>第526条～第535条 (省略)</p> <p>第6節 護岸基礎工</p> <p>第536条 (省略)</p> <p>第537条 作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第304条作業土工の規定によるものとする。</p> <p>第538条～第540条 (省略)</p> <p>第7節 矢板護岸工</p> <p>第541条 (省略)</p> <p>第542条 作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第304条作業土工の規定によるものとする。</p> <p>第543条～第544条 (省略)</p> <p>第8節 法覆護岸工</p> <p>第545条～第554条 (省略)</p> <p>第555条 覆土工 覆土工の施工については、第304条作業土工の規定によるものとする。</p> <p>第556条 (省略)</p> <p>第9節 擁壁護岸工</p> <p>第557条 (省略)</p> <p>第558条 作業土工 (床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第304条作業土工の規定によるものとする。</p> <p>第559条～第560条 (省略)</p> <p>第6章 橋梁上部工</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 工場製作工</p> <p>第602条～第610条 (省略)</p> <p>第611条 鋳造費 橋歴板(追加)は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物)の規定による。</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第612条～第613条 (省略)</p> <p>第3節～第5節 (省略)</p> <p>第6節 橋梁付属物工</p> <p>第630条～637条 (省略)</p> <p>第638条 銘板工</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 請負者は、橋歴板の作成については、<u>設計図書によるものとする。設計図書に記載のない場合は、材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板 (JIS H 4000 A 5052 P) を使用し、色、寸法及び記載事項は図6-3により作成することを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</u></p>  <p>図6-3 橋歴板の<u>色</u>、寸法及び記載事項</p> <p>2 請負者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。</p> <p>3 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の竣工年月を記入しなければならない。</p> <p>第7節 (省略)</p> <p>第7章 コンクリート橋上部工</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 工場製作工</p> <p>第702条～第707条 (省略)</p> <p>第708条 鋳造費</p> <p>橋歴板に用いる材質は、<u>第760条第1項</u>の規定による。</p> <p>第3節～第10節 (省略)</p> <p>第709条～第712条 (省略)</p> <p>第713条 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>1 (省略)</p>	<p>第612条～第613条 (省略)</p> <p>第3節～第5節 (省略)</p> <p>第6節 橋梁付属物工</p> <p>第630条～637条 (省略)</p> <p>第638条 銘板工</p> <p>1 請負者は、路線の起点側より終点側に向かって左側に漢字橋名、右側に交差する河川などの地物の名称、終点側より起点側に向かって左側にひらがな橋名、右側に完成年月日を記載した橋名板を取り付けなければならない。</p> <p>2 請負者は、橋歴板の作成については、材質は <u>JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)</u> を使用し、寸法及び記載事項は、<u>図6-3</u>により作成しなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p>  <p>図6-3 橋歴板の<u>(追加)</u>寸法及び記載事項</p> <p>3 請負者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。</p> <p>4 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の竣工年月を記入しなければならない。</p> <p>第7節 (省略)</p> <p>第7章 コンクリート橋上部工</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 工場製作工</p> <p>第702条～第707条 (省略)</p> <p>第708条 鋳造費</p> <p>橋歴板(追加)は、<u>JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)</u>、<u>JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物)</u>の規定による。</p> <p>第3節～第10節 (省略)</p> <p>第709条～第712条 (省略)</p> <p>第713条 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>1 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>2 ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 カ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H 101-<u>2013</u> プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用) 品質規格(案) (土木学会コンクリート標準示方書 [基準編] [2023 年制定] 土木学会基準及び関連基準 H. コンクリート製品) (土木学会、2023 年 9 月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第 714 条～第 718 条 (省略)</p> <p>第 4 節～第 10 節 (省略)</p> <p>第 11 節 橋梁付属物工</p> <p>第 752 条～第 759 条 (省略)</p> <p>第 760 条 銘板工</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 請負者は、橋歴板の作成については、設計図書によるものとする。設計図書に記載のない場合は、材質は<u>表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板 (JIS H 4000 A 5052 P)</u> を使用し、色、寸法及び記載事項は、<u>図 7-1</u> により作成<u>することを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議</u>しなければならない。</p>	<p>2 ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 カ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H 101-<u>2010</u> プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用) 品質規格(案) (土木学会コンクリート標準示方書 [基準編] [2023 年制定] 土木学会基準及び関連基準 H. コンクリート製品) (土木学会、2023 年 9 月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>第 714 条～第 718 条 (省略)</p> <p>第 4 節～第 10 節 (省略)</p> <p>第 11 節 橋梁付属物工</p> <p>第 752 条～第 759 条 (省略)</p> <p>第 760 条 銘板工</p> <p>1 請負者は、路線の起点側より終点側に向かって左側に漢字橋名、右側に交差する河川などの地物の名称、終点側より起点側に向かって左側にひらがな橋名、右側に完成年月日を記載した橋名板を取付けなければならない。</p> <p>2 請負者は、橋歴板を、材質は <u>JIS H 2202(鋳物用黄銅合金地金)</u> を使用し、<u>(追加)</u> 寸法及び記載事項は、<u>図 7-1</u> により作成 <u>(追加)</u> しなければならない。</p>	



林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<div data-bbox="510 264 1216 751" data-label="Diagram"> <p>板厚 3mm</p> <p>300mm</p> <p>200mm</p> <p>8mm</p> <p>○ ○ 橋 20○○年○○月 愛知県建造 道示 (○○○○) ○活荷重 定着方式 : ○○○○ 設 計 : ○○○会社 施 工 : ○○○会社 (○○○○※1) (○○○○※2)</p> <p>※用いる色は黒地に金色とすることし、 縁についても同様に金色とする。 ※1:管理技術者氏名、※2:監理技術者氏名</p> </div> <p data-bbox="617 758 1142 793">図7-1 橋歴板の色、寸法及び記載事項</p> <p data-bbox="308 804 1424 884">2 請負者は、橋歴板を起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。</p> <p data-bbox="308 894 1210 930">3 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の竣工年月を記入しなければならない。</p> <p data-bbox="246 940 445 976">第12節 (省略)</p> <p data-bbox="246 987 430 1022">第8章 土工</p> <p data-bbox="246 1033 409 1068">第1節 通則</p> <p data-bbox="276 1079 489 1115">第801条 (省略)</p> <p data-bbox="276 1125 816 1161">第802条 作業土工 (床掘り・埋戻し) (省略)</p> <p data-bbox="276 1171 489 1207">第803条 (省略)</p> <p data-bbox="276 1218 489 1253">第804条 盛土工</p> <p data-bbox="308 1264 489 1299">1～3 (省略)</p> <p data-bbox="308 1310 1424 1377">4 請負者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。</p> <p data-bbox="332 1388 1424 1455">また、盛土基礎地盤が急な斜面で滑動の恐れがある場合には、段切りを行い、滑動を防止しなければならない。</p> <div data-bbox="457 1486 1202 1816" data-label="Diagram"> <p>最小高 0.5m (削除)</p> <p>最小幅 1m</p> <p>最小幅 1m</p> <p>段切</p> </div> <p data-bbox="658 1837 1015 1873">図8-1 盛土基礎地盤の段切り</p> <p data-bbox="276 1883 608 1919">第805条～第808条 (省略)</p> <p data-bbox="246 1929 430 1965">第2節 (省略)</p>	<p data-bbox="1765 264 2359 300">図7-1 橋歴板の(追加)寸法及び記載事項</p> <p data-bbox="1495 310 2611 390">3 請負者は、橋歴板を起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。</p> <p data-bbox="1495 401 2398 436">4 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の竣工年月を記入しなければならない。</p> <p data-bbox="1433 940 1632 976">第12節 (省略)</p> <p data-bbox="1433 987 1617 1022">第8章 土工</p> <p data-bbox="1433 1033 1596 1068">第1節 通則</p> <p data-bbox="1463 1079 1676 1115">第801条 (省略)</p> <p data-bbox="1463 1125 1884 1161">第802条 床掘り・埋戻し工 (省略)</p> <p data-bbox="1463 1171 1676 1207">第803条 (省略)</p> <p data-bbox="1463 1218 1676 1253">第804条 盛土工</p> <p data-bbox="1495 1264 1676 1299">1～3 (省略)</p> <p data-bbox="1495 1310 2611 1377">4 請負者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。</p> <p data-bbox="1519 1388 2611 1455">また、盛土基礎地盤が急な斜面で滑動の恐れがある場合には、段切りを行い、滑動を防止しなければならない。</p> <div data-bbox="1685 1486 2359 1816" data-label="Diagram"> <p>最小高 0.5m 以上</p> <p>最小幅 1m</p> <p>最小幅 1m</p> <p>段切</p> </div> <p data-bbox="1840 1837 2196 1873">図8-1 盛土基礎地盤の段切り</p> <p data-bbox="1463 1883 1795 1919">第805条～第808条 (省略)</p> <p data-bbox="1433 1929 1617 1965">第2節 (省略)</p>	

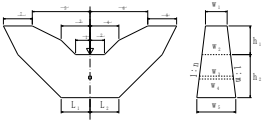
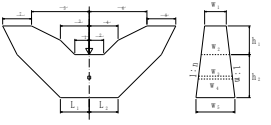
林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第9章 (省略)</p> <p>第10章 アスファルト表層工</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 材料</p> <p>第1002条 アスファルト及び骨材・混合物</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、<u>総使用量500t未滿あるいは施工面積2,000㎡未滿の工事</u>においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は、定期検査結果の提出により、骨材の骨材試験を省略することができるものとする。</p> <p>5～15 (省略)</p> <p>第3節～第4節 (省略)</p> <p>第11章～第13章 (省略)</p> <p>第14章 擁壁工、落石防護工</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 落石防護工</p> <p>第1412条～第1414条 (省略)</p> <p>第1415条 落石防護網工</p> <p>1 請負者は、落石防護網工の施工について、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>第1416条 (省略)</p> <p>第15章 (省略)</p> <p>第16章 森林整備</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1601条 一般事項</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 チェーンソーのオイルは、植物性<u>かつ生分解性</u>のオイルを使用するものとする。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>第2節～第5節 (省略)</p> <p>第17章～第18章 (省略)</p>	<p>第9章 (省略)</p> <p>第10章 アスファルト表層工</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 材料</p> <p>第1002条 アスファルト及び骨材・混合物</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 請負者は、<u>小規模工事総使用量が100t未滿</u>においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は、定期検査結果の提出により、骨材の骨材試験を省略することができるものとする。</p> <p>5～15 (省略)</p> <p>第3節～第4節 (省略)</p> <p>第11章～第13章 (省略)</p> <p>第14章 擁壁工、落石防護工</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 落石防護工</p> <p>第1412条～第1414条 (省略)</p> <p>第1415条 落石防護網工</p> <p>1 請負者は、落石防止網工の施工について、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>第1416条 (省略)</p> <p>第15章 (省略)</p> <p>第16章 森林整備</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1601条 一般事項</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 チェーンソーのオイルは、植物性<u>(追加)</u>のオイルを使用するものとする。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>第2節～第5節 (省略)</p> <p>第17章～第18章 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後								現行								備考		
林務関係工事施工管理基準 施工管理基準 1～4 (省略) 5 管理項目及び方法 (1) (省略) (2) 出来形管理 請負者は、出来形を「出来形管理基準」に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形測定表及び出来形測定図を作成し管理するものとする。 <u>なお、出来形測定図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、出来形測定表の作成を省略できるものとする。</u> (3) (省略) 6 (省略) 7 施工箇所が点在する工事について <u>施工箇所が点在する工事については</u> 、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難い場合は、 <u>監督員</u> と協議しなければならない。 8 (省略)									林務関係工事施工管理基準 施工管理基準 1～4 (省略) 5 管理項目及び方法 (1) (省略) (2) 出来形管理 請負者は、出来形を「出来形管理基準」に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形測定表及び出来形測定図を作成し管理するものとする。 <u>(新設)</u> (3) (省略) 6 (省略) 7 施工箇所が点在する工事について <u>同一の施行箇所として、出来形又は品質の管理を行うことが適当でない場合には、施工箇所が点在する工事として</u> 、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難い場合は、 <u>監督職員</u> と協議しなければならない。 8 (省略)									
出来形管理基準及び出来形規格値 1～6-4 (省略)									出来形管理基準及び出来形規格値 1～6-4 (省略)									
番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	摘要	番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	摘要			
6-5	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高	▽ ±50	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	6-5	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高	▽ ±50	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)			
		根入長	設計値以上							根入長	設計値以上							
		偏心量 d	D/4以内 かつ100以内							偏心量 d	D/4以内 かつ100以内							
		傾斜	1/100以内							傾斜	1/100以上							
6-6	場所打杭工	基準高	▽ ±50	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	6-6	場所打杭工	基準高	▽ ±50	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)			
		杭長	設計値以上							杭長	設計値以上							
		偏心量 d	D/4以内 かつ100以内							偏心量 d	D/4以内 かつ100以内							
		杭径 D	設計径 (公称径) 以上							杭径 D	設計径 (公称径) 以上							
6-7	深礎工	基準高	▽ ±50	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	6-7	深礎工	基準高	▽ ±50	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)			
		杭長	設計値以上							杭長	設計値以上							
		偏心量 d	150以内							偏心量 d	150以内							
		傾斜	1/50以内							傾斜	1/100以上							
		基礎径D	設計径 (公称径) 以上※							基礎径D	設計径 (公称径) 以上※							
		ケーソンの長さ ℓ	-50							ケーソンの長さ ℓ	-50							
		ケーソンの幅 W	-50							ケーソンの幅 W	-50							
		ケーソンの高さ h	-100							ケーソンの高さ h	-100							
		ケーソンの壁厚 t	-20							ケーソンの壁厚 t	-20							
偏心量 d	300以内	偏心量 d	300以内															

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後								現行								備考		
6-8 ~ 12-6 (省略)								6-8 ~ 12-6 (省略)										
番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	摘要	番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	摘要			
13-1	コンクリートダム工 谷止工 床固工等	基準高	▽ ±30	(省略)	 <p>・側壁及び水叩が付いている場合は、堤体の基準高のみとする。</p>	(省略)	(省略)	13-1	コンクリートダム工 谷止工 床固工等	基準高	▽ ±30	(省略)	 <p>・側壁及び水叩が付いている場合は、堤体の基準高のみとする。</p>	(省略)	(省略)			
		高さ	h_1, h_2	-30														
		堤幅	$w_1 \sim w_5$	-30														
		堤底長	L_1, L_2	-100														
		放水路長	$l_1 \sim l_6$	±25														
		袖長	l_7, l_8	-100														
法勾配	$m \cdot n$	±0.2分																
13-4	鋼製ダム工 (自在枠を含む) 谷止工 床固工等 (不透膜型)	基準高	▽ ±50	(省略)	コンクリートダム工と同じ	(省略)	(省略)	13-4	鋼製ダム工 (自在枠を含む) 谷止工 床固工等 (不透膜型)	基準高	▽ ±50	(省略)	コンクリートダム工と同じ	(省略)	(省略)			
		高さ	h_1, h_2	±50														
		堤幅	$w_1 \sim w_5$	±50														
		堤底長	L_1, L_2	±100														
		放水路長	$l_1 \sim l_6$	±100														
		袖長	l_7, l_8	±100														
		下流側倒れ		±0.02h														
13-5 ~ 52 (省略)								13-5 ~ 52 (省略)										
品質管理基準及び品質規格値 (※変更のない試験項目は省略)								品質管理基準及び品質規格値 (※変更のない試験項目は省略)										
工種	種別	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験箇所	工種	種別	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験箇所	
吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質	上水道及び水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書JC	(省略)	工事開始前および工事中 1 回以上/12 か月および水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質	上水道及び水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書JC	(省略)	工事開始前および工事中 1 回以上/12 か月および水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合：JIS A 5308 付属書JC	(省略)	工事開始前、工事中 1 回以上/12 か月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は 1 回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○					回収水の場合：JIS A 5308 付属書JC	(省略)				
セメント・コンクリート (吹付コンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	(省略)	(省略)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 日当たり打設量 50m ³ 以上 150m ³ 以下の場合は 1 回/日、日当たり打設量 150m ³ ごとに 1 回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。日当たり打設量が 50m ³ 未満の場合は、初回打設時に採取し、後打設量累計 50m ³ ごとに 1 回。なお、供試体の採取は、1 回につき 6 個 (σ7・3 個、σ28・3 個) とする。σ28 は公的機関等で強度試験。(早強セメントは必要に応じて 1 回につき 3 個 (σ3) を追加で採取する。	1 工事当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は、1 回以上の試験、又は、レディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		セメント・コンクリート (吹付コンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	(省略)	(省略)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 日当たり打設量 50m ³ 以上 150m ³ 以下の場合は 1 回/日、日当たり打設量 150m ³ ごとに 1 回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。日当たり打設量が 50m ³ 未満の場合は、初回打設時に採取し、後打設量累計 50m ³ ごとに 1 回。なお、供試体の打設場所から採取し、1 回につき 6 個 (σ7・3 個、σ28・3 個) とする。σ28 は公的機関等で強度試験。(早強セメントは必要に応じて 1 回につき 3 個 (σ3) を追加で採取する。	1 工事当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は、1 回以上の試験、又は、レディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後									現行									備考				
工種	種別	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	識認等記載	工種	種別	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	識認等記載					
既設杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（ <u>鋼管 ソイルセメント杭の鋼管 を含む</u> ）・コンクリート 杭・H鋼杭）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	材料	必須	必須	外観検査（鋼管杭（ <u>追加</u> ） ・コンクリート杭・H 鋼杭）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）		（省略）			
			外観検査（鋼管杭（ <u>鋼管 ソイルセメント杭の鋼管 を含む</u> ））	（省略）	【円周溶接部の目違い】 外径 700mm 未満：許容値 2mm 以下 外径 700mm 以上 1016mm 以下： 許容値 3mm 以下 外径 1016mm を超え 2000mm 以 下：許容値 4mm 以下	（省略）	（省略）	（省略）				（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）		
	施工	必須	鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセ メント杭の鋼管を含む</u> ）・ コンクリート杭・H鋼杭の 現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去 性染色浸透探傷試験）	（省略）	割れ 及び有害な欠陥がないこ と。	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	施工	必須	必須	鋼管杭（ <u>追加</u> ）・コンク リート杭・H鋼杭の現場溶 接 浸透探傷試験（溶剤除去 性染色浸透探傷試験）	（省略）	われ及び有害な欠陥がないこ と。	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）			
			鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセ メント杭の鋼管を含む</u> ）・H 鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）				（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	
			鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセ メント杭の鋼管を含む</u> ）の 現場溶接 超音波探傷試験	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）				（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
		その他	鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセ メント杭の鋼管を含む</u> ） （根固め） 水セメント比試験	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	施工	その他	その他	鋼管杭（ <u>追加</u> ）の現場溶 接 超音波探傷試験	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	
			鋼管杭（ <u>鋼管ソイルセ メント杭の鋼管を含む</u> ） （根固め） セメントミルクの圧縮強 度試験	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）				（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
			鋼管杭（ <u>追加</u> ） （根固め） セメントミルクの圧縮強 度試験	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）				（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

写真管理基準

1～2 （省略）

（工事写真の撮影基準）

3 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1)～(2) （省略）

(3) デジタル工事写真の黒板情報電子化

ア 請負者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、[愛知県電子納品運用ガイドライン](#)

写真管理基準

1～2 （省略）

（工事写真の撮影基準）

3 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1)～(2) （省略）

(3) デジタル工事写真の黒板情報電子化

ア 請負者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得な

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																								
<p><u>に基づくものとするが、事前協議のチェックシートにより、予め監督員の確認を受けるものとする。</u></p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 請負者は、<u>イ</u>の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、工事施工管理基準「写真撮影箇所一覧表」による。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>エ 工事写真の取扱いは、写真管理基準及び愛知県デジタル写真管理情報基準（案）に準ずるが、<u>ウ</u>に示す小黑板情報の電子的記入については、愛知県デジタル写真管理情報基準（案）「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>オ 請負者は、<u>ウ</u>に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督員へ納品するものとする。</p> <p>なお、納品時に請負者はURL(https://www.jcomsia.org/)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出しなければならない。</p> <p>また、提出された信憑性確認の結果は、監督員が確認するものとする。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(写真の省略)</p> <p>5 工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は出来形管理写真の撮影を省略するものとする。<u>また、臨場時の状況写真は不要とする。</u></p> <p>6～11 (省略)</p> <p>共通 写真撮影箇所一覧表 (省略)</p> <p>品質管理写真撮影箇所一覧表 (省略)</p> <p>出来形管理写真撮影箇所一覧表</p> <table border="1" data-bbox="287 1472 1353 1564"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出来形管理</td> <td>土工</td> <td>伐採・除根</td> <td>施工状況</td> <td>施工前・中・後</td> <td>適宜</td> </tr> </tbody> </table> <p>以降 (省略)</p>	区分	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	出来形管理	土工	伐採・除根	施工状況	施工前・中・後	適宜	<p>なければならない。なお、情報共有システムを利用する場合は、事前協議のチェックシートで承諾を得ることとする。以下についても同様とする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 請負者は、<u>2項</u>の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、工事施工管理基準「写真撮影箇所一覧表」による。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>エ 工事写真の取扱いは、写真管理基準及び愛知県デジタル写真管理情報基準（案）に準ずるが、<u>3項</u>に示す小黑板情報の電子的記入については、愛知県デジタル写真管理情報基準（案）「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>オ 請負者は、<u>3項</u>に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督員へ納品するものとする。</p> <p>なお、納品時に請負者はURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出しなければならない。</p> <p>また、提出された信憑性確認の結果は、監督員が確認するものとする。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(写真の省略)</p> <p>5 工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は出来形管理写真の撮影を省略するものとする。<u>(追加)</u></p> <p>6～11 (省略)</p> <p>共通 写真撮影箇所一覧表 (省略)</p> <p>品質管理写真撮影箇所一覧表 (省略)</p> <p>出来形管理写真撮影箇所一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1472 1472 2537 1564"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出来形管理</td> <td>土工</td> <td>伐採・除根</td> <td>施工状況</td> <td>施工前後</td> <td>適宜</td> </tr> </tbody> </table> <p>以降 (省略)</p>	区分	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	出来形管理	土工	伐採・除根	施工状況	施工前後	適宜	
区分	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度																					
出来形管理	土工	伐採・除根	施工状況	施工前・中・後	適宜																					
区分	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度																					
出来形管理	土工	伐採・除根	施工状況	施工前後	適宜																					

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後				現行				備考
コンクリートの耐久性向上～コンクリート構造物の欠陥対策について（省略）				コンクリートの耐久性向上～コンクリート構造物の欠陥対策について（省略）				
様式集				様式集				
様式一覧表				様式一覧表				
(施工関係)				(施工関係)				
様式番号	様式名	様式番号	様式名	様式番号	様式名	様式番号	様式名	
1-1	標示板	8-3	杭出来形管理表	1-1	標示板	8-3	杭出来形管理表	
1-2	建設業の許可票	8-4	矢板出来形管理表	1-2	建設業の許可票	8-4	矢板出来形管理表	
1-3	堤名板（治山）	8-5	ブロック製作出来形管理表	1-3	堤名板（治山）	8-5	ブロック製作出来形管理表	
1-4	標板（林道）	8-6	床掘数量確認表（岩）	1-4	標板（林道）	8-6	床掘数量確認表（岩）	
2	施工計画書	8-7	床掘数量確認表（土砂）	2	施工計画書	8-7	床掘数量確認表（土砂）	
2-1	施工計画書の記載内容	8-8	床掘状況表	2-1	施工計画書の記載の内容	8-8	床掘状況表	
2-2	施工計画書の記入例	8-9	堤体等出来形測定図	2-2	施工計画書の記入例	8-9	堤体等出来形測定図	
2-3	コンクリート打設計画表	8-10	堤体等基準高測定図	2-3	コンクリート打設計画表	8-10	堤体等基準高測定図	
2-4	コンクリート打設計画図（谷止工等）	8-11	展開図（山腹工、吹付工、柵工）	2-4	コンクリート打設計画図（谷止工等）	8-11	展開図（山腹工、吹付工、柵工）	
2-5	コンクリート打設計画図（土留工等）	8-12	出来形写真説明図	2-5	コンクリート打設計画図（土留工等）	8-12	出来形写真説明図	
2-6	ポンプ配管図	8-13	伐採管理表	2-6	ポンプ配管図	8-13	伐採管理表	
2-7	安全訓練等の実施報告書	8-13	伐採管理表（記載例）	2-7	安全訓練等の実施報告書	8-14	伐採管理表（記載例）	
2-8	再生資源利用計画書（実施書）	8-14	伐採管理図（記載例）	2-8	再生資源利用計画書（実施書）	8-15	伐採管理図（記載例）	
2-9	再生資源利用促進計画書（実施書）	8-15	コンクリート使用明細書	2-9	再生資源利用促進計画書（実施書）	9	品質管理図書（記入例）	
3	使用材料一覧	8-16	材料使用明細書	3	使用材料一覧	9-1	コンクリート打設管理表	
4	工事記録（参考様式）	9	品質管理図書（記入例）	4	工事記録（参考様式）	9-2	コンクリート打設実施図（谷止工等）	
5	安全巡視日誌	9-1	コンクリート打設管理表	5	安全巡視日誌	9-3	コンクリート打設実施図（土留工等）	
6	事故報告書	9-2	コンクリート打設実施図（谷止工等）	6	事故報告書	10	コンクリート使用明細書	
参考	事故報告書（発注者用）	9-3	コンクリート打設実施図（土留工等）	(新設)	(新設)	11	材料使用明細書	
7	損害発生通知書			7	損害発生通知書			
8	出来形管理図書（記入例）			8	出来形管理図書（記入例）			
8-1	測定結果一覧表（甲）			8-1	測定結果一覧表（甲）			
8-2	測定結果一覧表（乙）			8-2	測定結果一覧表（乙）			

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後			現行			備考
(その他)			(その他)			
様式番号	名称	備考	様式番号	名称	備考	
12	工事費構成書	本仕様書第 104 条	12	工事費構成書	本仕様書第 104 条	
13	施工体制台帳（参考）	本仕様書第 112 条	13	施工体制台帳（参考）	本仕様書第 112 条	
14	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（参考）	本仕様書第 112 条	14	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（参考）	本仕様書第 112 条	
15	支給品受領書	本仕様書第 118 条	15	支給品受領書	本仕様書第 118 条	
16	支給品精算書	本仕様書第 118 条	16	支給品精算書	本仕様書第 118 条	
17-1	段階確認書	本仕様書第 121 条	17-1	段階確認書	本仕様書第 121 条	
17-2	施工状況把握報告書	本仕様書第 121 条	17-2	施工状況把握報告書	本仕様書第 121 条	
18	マニフェスト管理台帳	本仕様書第 120 条	18	マニフェスト管理台帳	本仕様書第 120 条	
19	監理技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	19	監理技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	
20	主任技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	20	主任技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	
21	現場代理人の兼務届	本仕様書第 147 条	21	現場代理人の兼務届	本仕様書第 147 条	
22	工事打合簿		22-1	工事打合簿		
参考	工事打合簿により処理できる主な書類一覧例		22-2	工事打合簿により処理できる主な書類一覧例		
(削除)	(削除)		23	チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画書（参考）		

様式 1-1~1-4 (省略)

様式 1-1~1-4 (省略)

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後	現行	備考												
<p>様式2（施工計画書）</p> <p style="text-align: right;">(記入例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛 知 県 知 事 殿 (愛知県 所長)</p> <p style="text-align: right;">請負者名</p> <p>このことについて、下記のとおり提出します。 記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td></td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施工程表 2. 安全管理 3. 指定機械及び主要機械（船舶） 4. 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） 5. 施工管理計画 6. 緊急時の体制及び対応 7. 交通管理 8. 環境対策 9. 現場作業環境の整備 10. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 11. 法定休日・所定休日（週休二日の導入） 12. その他 	工事名		工事場所		工期		<p>様式2（施工計画書）</p> <p style="text-align: right;">(記入例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛 知 県 知 事 殿 (愛知県 所長)</p> <p style="text-align: right;">請負者名</p> <p>このことについて、下記のとおり提出します。 記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td></td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> _(1)_ 実施工程表 _(2)_ 安全管理 _(3)_ 指定機械及び主要機械（船舶） _(4)_ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） _(5)_ 施工管理計画 _(6)_ 緊急時の体制及び対応 _(7)_ 交通管理 _(8)_ 環境対策 _(9)_ 現場作業環境の整備 _(10)_ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 _(11)_ 法定休日・所定休日（週休二日の導入） _(12)_ その他 	工事名		工事場所		工期		
工事名														
工事場所														
工期														
工事名														
工事場所														
工期														

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後				現行				備考	
様式2-1（施工計画書の記載内容）				様式2-1（施工計画書の記載の内容）					
施工計画書の記載内容				施工計画書記載の内容					
事項		内容		事項		内容		備考	
1	実施工程表	バーチャート、曲線式工程表、ネットワーク式工程表など工事内容に適した工程表で示す。		1	実施工程表	バーチャート、曲線式工程表、ネットワーク式工程表など工事内容に適した工程表で示す。			
2	安全管理	安全委員会の構成又は安全管理組織表を作成する。 安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置（連絡方法等）及び安全訓練等について記入する。		2	安全管理	安全委員会の構成又は安全管理組織表を作成する。 安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置（連絡方法等）及び安全訓練等について記入する。			
3	指定機械及び主要機械（船舶）	設計図書に条件明示（従来型、又は公害対策建設機械＝低騒音型、低振動型、排出ガス対策建設機械指定要領により指定された機械）した指定機械及び主要機械の規格（機種性能）台数等についての一覧表を作成する。		3	指定機械及び主要機械（船舶）	設計図書に条件明示（従来型、又は公害対策建設機械＝低騒音型、低振動型、排出ガス対策建設機械指定要領により指定された機械）した指定機械及び主要機械の規格（機種性能）台数等についての一覧表を作成する。			
4	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	<p>作業時間、起工測量計画、現場管理事項等について記述する。</p> <p>主要工種について、使用機械や工事の安全を考慮して施工順序等を記入する。他工事との関係調整、地下埋設の調査、用排水調査、工事公害に対する配慮、地元への周知、苦情に対する処置方法等も必要に応じ記述する。</p> <p>仮設備については、設計図書に指定されている設備については、もれなく記述する。また、仮締切、仮道路、仮橋、仮土留、防護工等主要な施設は記述する。</p> <p>コンクリート打設計画書を作成し提出する。</p>		4	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	<p>作業時間、起工測量計画、現場管理事項等について記述する。</p> <p>主要工種について、使用機械や工事の安全を考慮して施工順序等を記入する。他工事との関係調整、地下埋設の調査、用排水調査、工事公害に対する配慮、地元への周知、苦情に対する処置方法等も必要に応じ記述する。</p> <p>仮設備については、設計図書に指定されている設備については、もれなく記述する。また、仮締切、仮道路、仮橋、仮土留、防護工等主要な施設は記述する。</p> <p>コンクリート打設計画書を作成し提出する。</p>		指定仮設の出来形管理資料は本工事と同様に行い、一般仮設については、施工計画の内容に従い、本工事基準を参考にする。	
5	施工管理計画 [※]	工程管理	工程管理の方法を記述する。	<u>（削除）</u>	5	施工管理計画	工程管理	工程管理の方法を記述する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。
		出来形管理	施工管理基準及び仕様書に基づき当該工事等に必要測定項目一覧表を作成する。				出来形管理	施工管理基準及び仕様書に基づき当該工事等に必要測定項目一覧表を作成する。	
		品質管理	主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。				品質管理	主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。	
		写真管理	写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。				写真管理	写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。	

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後				現行				備考
6	緊急時の体制及び対応	大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生又はその恐れがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。		6	緊急時の体制及び対応	大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生又はその恐れがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。		
7	交通管理	当該工事等に伴う交通対策と交通処理等について記述する。		7	交通管理	当該工事等に伴う交通対策と交通処理等について記述する。		
8	環境対策 [※]	環境対策は地域住民及び第三者との連絡、建設工事の公害、規制等の実施事項を記述する。	<u>(削除)</u>	8	環境対策	環境対策は地域住民及び第三者との連絡、建設工事の公害、規制等の実施事項を記述する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。	
9	現場作業環境の整備 [※]	<u>現場環境改善の実施内容</u> 等について記述する。	<u>(削除)</u>	9	現場作業環境の整備	<u>現場作業環境の整備、工事現場のイメージアップ</u> 等について記述する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。	
10	再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源の利用の促進に関する法律及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、建設副産物に係る利用促進及び処理計画に関する事項を記述する。		10	再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源の利用の促進に関する法律及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、建設副産物に係る利用促進及び処理計画に関する事項を記述する。		
11	法定休日・所定休日（週休二日の導入）	<u>週休2日工事の休工取得計画</u> 等について記述する。		11	法定休日・所定休日（週休二日の導入）	<u>週休二日制の取組</u> 等について記述する。		
12	その他	契約図書で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているもの及び監督員の指示事項を記述する。		12	その他	契約図書で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているもの及び監督員の指示事項を記述する。		
[※] <u>当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。</u>				<u>(追加)</u>				

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後	現行	備考																																														
<p>様式2-2（施工計画書の記入例）</p> <p>1 実施工程表（省略）</p> <p>2 安全管理</p> <p>工事現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止並びに疾病を予防するとともに、第三者に対する災害の絶無を図ります。</p> <p>工事期間中は、安全巡視員を定め、作業員等の指導、工事区域とその周辺の点検活動を毎作業日ごとに行うとともに、労働災害の防止のため、会社の<u>安全衛生管理者</u>が毎月1回店社パトロールを実施します。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>安全訓練等については、月に1回の頻度で研修・訓練等を実施するとともに、<u>安全訓練の実施報告書に整理します。</u></p> <p><u>この他、</u>下記のとおり工程にあわせた安全活動を実施します。</p> <p>①月別研修・訓練計画</p> <table border="1" data-bbox="418 842 1389 1304"> <thead> <tr> <th>安全活動の内容</th> <th>参加者</th> <th>頻度</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝礼</td> <td>全現場作業従事者</td> <td>毎作業日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>KY活動</td> <td>全現場作業従事者</td> <td>毎作業日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業手順打合せ</td> <td>全現場作業従事者</td> <td>随時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新規入場者教育</td> <td>新規入場者</td> <td>随時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全訓練等</td> <td>全現場作業従事者</td> <td>月当たり半日以上</td> <td>月別計画は下表のとおり</td> </tr> <tr> <td>災害防止協議会</td> <td>安全管理担当者</td> <td>月1回</td> <td>協力会社含む</td> </tr> <tr> <td>安全巡視</td> <td>安全巡視員</td> <td>毎作業日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>店社安全パトロール</td> <td>店社安全担当者</td> <td>月1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="468 1346 1205 1535"> <tbody> <tr> <td>○月</td> <td rowspan="4">工事内容、工程に合わせた安全訓練項目を選び、計画し、具体的に記載する。</td> </tr> <tr> <td>○月</td> </tr> <tr> <td>○月</td> </tr> <tr> <td>○月</td> </tr> </tbody> </table> <p>②資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 （具体的に記載）</p> <p>③現場内の業務内容及び工程の作業員への周知方法 （具体的に記載）</p> <p>④危険予知活動（KY）及び新規入場者教育の方法 （具体的に記載）</p> <p>⑤場内整理整頓の実施 （具体的に記載）</p>	安全活動の内容	参加者	頻度	摘要	朝礼	全現場作業従事者	毎作業日		KY活動	全現場作業従事者	毎作業日		作業手順打合せ	全現場作業従事者	随時		新規入場者教育	新規入場者	随時		安全訓練等	全現場作業従事者	月当たり半日以上	月別計画は下表のとおり	災害防止協議会	安全管理担当者	月1回	協力会社含む	安全巡視	安全巡視員	毎作業日		店社安全パトロール	店社安全担当者	月1回		○月	工事内容、工程に合わせた安全訓練項目を選び、計画し、具体的に記載する。	○月	○月	○月	<p>様式2-2（施工計画書の記入例）</p> <p>1 実施工程表（省略）</p> <p>2 安全管理</p> <p>工事現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止並びに疾病を予防するとともに、第三者に対する災害の絶無を図ります。</p> <p>工事期間中は、安全巡視員を定め、作業員等の指導、工事区域とその周辺の点検活動を毎作業日ごとに行うとともに、労働災害の防止のため、会社の<u>安全管衛生管理者</u>が毎月1回店社パトロールを実施します。また下記の組織を構成するとともに、事故発生時における連絡表を定め、安全確保に努めるとともに事故に備えます。</p> <p>安全訓練の実施については、月に1回の頻度で研修・訓練等を実施するとともに、<u>（追加）</u>下記のとおり工程にあわせた安全教育を実施します。</p> <p>①月別研修・訓練計画</p> <div data-bbox="1605 842 2576 1304" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p><u>（新設）</u></p> </div> <table border="1" data-bbox="1656 1346 2392 1535"> <tbody> <tr> <td>○月</td> <td rowspan="4">工事内容、工程に合わせた安全訓練項目を選び、計画し、具体的に記載する。</td> </tr> <tr> <td>○月</td> </tr> <tr> <td>○月</td> </tr> <tr> <td>○月</td> </tr> </tbody> </table> <p>②資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 （具体的に記載）</p> <p>③現場内の業務内容及び工程の作業員への周知方法 （具体的に記載）</p> <p>④危険予知活動（KY）及び新規入場者教育の方法 （具体的に記載）</p> <p>⑤場内整理整頓の実施 （具体的に記載）</p>	○月	工事内容、工程に合わせた安全訓練項目を選び、計画し、具体的に記載する。	○月	○月	○月	
安全活動の内容	参加者	頻度	摘要																																													
朝礼	全現場作業従事者	毎作業日																																														
KY活動	全現場作業従事者	毎作業日																																														
作業手順打合せ	全現場作業従事者	随時																																														
新規入場者教育	新規入場者	随時																																														
安全訓練等	全現場作業従事者	月当たり半日以上	月別計画は下表のとおり																																													
災害防止協議会	安全管理担当者	月1回	協力会社含む																																													
安全巡視	安全巡視員	毎作業日																																														
店社安全パトロール	店社安全担当者	月1回																																														
○月	工事内容、工程に合わせた安全訓練項目を選び、計画し、具体的に記載する。																																															
○月																																																
○月																																																
○月																																																
○月	工事内容、工程に合わせた安全訓練項目を選び、計画し、具体的に記載する。																																															
○月																																																
○月																																																
○月																																																

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後	現行	備考												
<p>また、安全対策として下記の組織を構成するとともに、<u>万が一の事故発生時における救急指定病院、関係機関への連絡方法は、「6 緊急時の体制及び対応」によるものとし、緊急時の連絡系統図を工事現場の見やすい場所に掲示します。</u></p> <p>(削除)</p> <div data-bbox="296 499 1261 934" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">安全委員会の構成</p> <pre> graph LR A["(委員長) 統括安全衛生責任者 〇〇〇〇"] --- B["(副委員長) 安全管理者 〇〇〇〇"] A --- C["衛生管理者 〇〇〇〇"] B --- D["火気取締責任者 〇〇〇〇"] B --- E["電気取締責任者 〇〇〇〇"] B --- F["車両取締責任者 〇〇〇〇"] B --- G["機械取扱責任者 〇〇〇〇"] C --- H["〇〇作業主任 〇〇〇〇"] C --- I[".....etc 〇〇〇〇"] </pre> </div> <p>※安全委員会の設置義務がない現場においても、これに準じて、安全衛生管理者、各部門の安全責任者、作業主任等を定めた安全管理組織表を作成する。</p> <div data-bbox="261 1066 1418 1522" style="border: 2px solid red; padding: 20px; text-align: center; color: red;"> <p>(削除)</p> </div> <p>3 (省略)</p> <p>4 施工方法</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>①作業時間及び休日又は夜間作業</p> <p>ア) 作業時間</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">集合体操</td> <td style="padding-left: 20px;">〇時〇〇分～〇時〇〇分</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">業務打合せ</td> <td style="padding-left: 20px;">〇時〇〇分～〇時〇〇分</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">作業開始</td> <td style="padding-left: 20px;">〇時〇〇分</td> </tr> </table>	集合体操	〇時〇〇分～〇時〇〇分	業務打合せ	〇時〇〇分～〇時〇〇分	作業開始	〇時〇〇分	<p>安全対策として下記の組織を構成し、事故発生時における連絡表を次に定めます。</p> <p>また、安全訓練等の実施については、仕様書第130条第10項に基づき行い、安全訓練の実施報告書（別紙様式2-7）に整理します。</p> <div data-bbox="1484 499 2448 934" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">安全委員会の構成</p> <pre> graph LR A["(委員長) 統括安全衛生責任者 〇〇〇〇"] --- B["(副委員長) 安全管理者 〇〇〇〇"] A --- C["衛生管理者 〇〇〇〇"] B --- D["火気取締責任者 〇〇〇〇"] B --- E["電気取締責任者 〇〇〇〇"] B --- F["車両取締責任者 〇〇〇〇"] B --- G["機械取扱責任者 〇〇〇〇"] C --- H["〇〇作業主任 〇〇〇〇"] C --- I[".....etc 〇〇〇〇"] </pre> </div> <p>(追加)</p> <div data-bbox="1454 1066 2605 1522" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">事故発生時の連絡表</p> <pre> graph LR Site[現場] --> Hospital["〇〇外科 TEL〇〇〇-〇〇〇〇"] Site --> Fire["〇〇消防署 TEL〇〇〇-〇〇〇〇"] Site --> Police["〇〇警察署 TEL〇〇〇-〇〇〇〇"] Site --> Forestry["〇〇農林水産事務所 [夜間・休日等緊急時] ※ TEL〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇監督員 〇〇 TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (注)空欄で提出、監督員が記入"] Site --> Labor["〇〇労働基準監督署 TEL〇〇〇-〇〇〇〇"] </pre> <p>※ [夜間・休日等緊急時] については、請負者は空欄で施工計画書を提出し、監督員が手書きで記載のうえ副本を請負者に返却すること。なお、記載する監督員の種別(総括・主任・専任)については、対応可能な者を選定し、記載すること。</p> </div> <p>3 (省略)</p> <p>4 施工方法</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>①作業時間及び休日又は夜間作業</p> <p>ア) 作業時間</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">集合体操</td> <td style="padding-left: 20px;">〇時〇〇分～〇時〇〇分</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">業務打合せ</td> <td style="padding-left: 20px;">〇時〇〇分～〇時〇〇分</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">作業開始</td> <td style="padding-left: 20px;">〇時〇〇分</td> </tr> </table>	集合体操	〇時〇〇分～〇時〇〇分	業務打合せ	〇時〇〇分～〇時〇〇分	作業開始	〇時〇〇分	
集合体操	〇時〇〇分～〇時〇〇分													
業務打合せ	〇時〇〇分～〇時〇〇分													
作業開始	〇時〇〇分													
集合体操	〇時〇〇分～〇時〇〇分													
業務打合せ	〇時〇〇分～〇時〇〇分													
作業開始	〇時〇〇分													

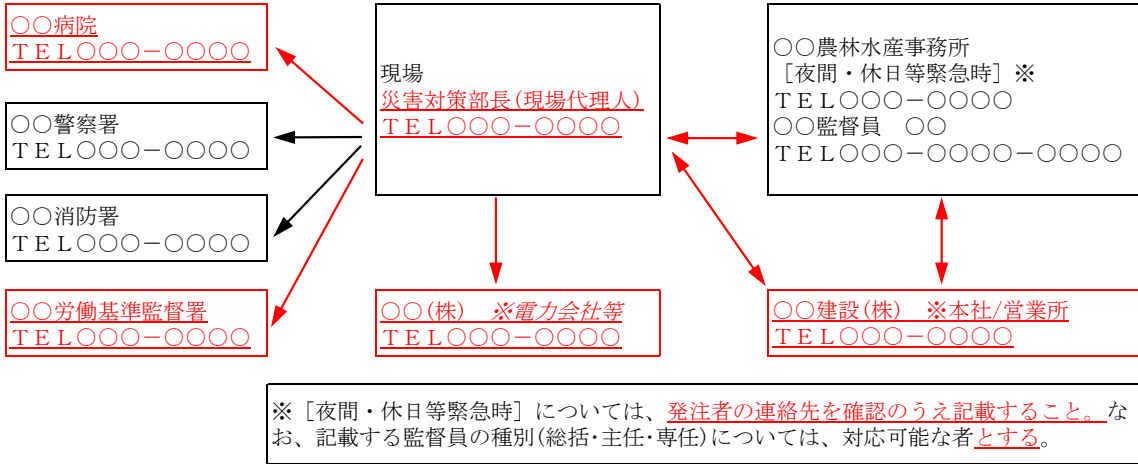
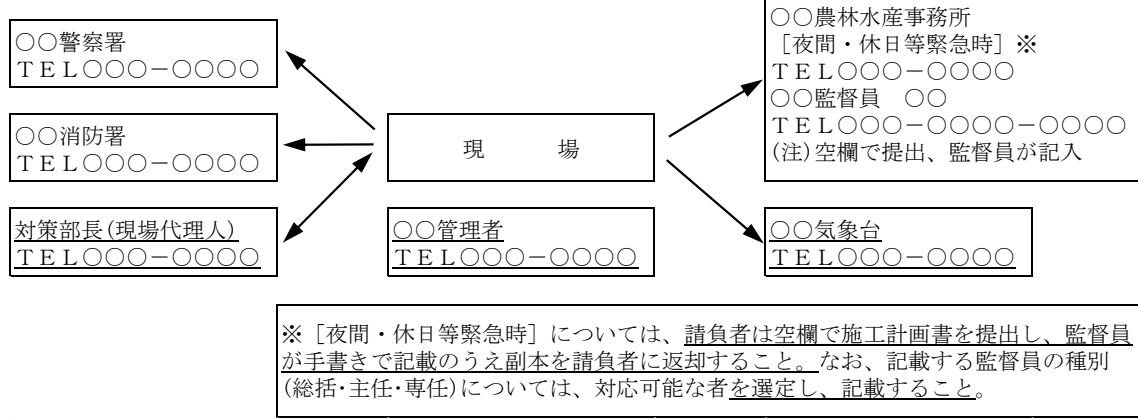
林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>昼食休み 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 作業終了 〇〇時〇〇分 休憩 午前、午後各〇〇分</p> <p>イ) 休日 土曜日、日曜日、祝祭日 夏期休業 8月〇〇日～〇〇日 冬期休業 12月〇〇日～1月〇〇日</p> <p>ただし、作業の区切りその他により就業時間を変更する場合は、監督員に報告して、実施します。</p> <p>工程の関係又はその他の理由により、休日あるいは夜間において作業を実施する場合は、<u>事前にその理由を監督員に連絡</u>します。</p> <p>② 施工に先立ち起工測量をし、その成果を監督員に報告します。 施工 BM の設置は、図面等で指示された高さで、作業中に逸失の恐れのない堅固な場所に設置します。</p> <p>③ 各側点については縦横断測量を行い、その成果について設計図面に朱書きで対比し、監督員に資料を提出します。</p> <p>④ 丁張は各側点及び重要な箇所にて設けます。</p> <p>⑤ 工事施工後は後片付け、踏み荒らし箇所等の補修及び清掃などを行います。</p> <p><u>(2) 具体的な施工方法</u></p> <p><u>① 〇〇工</u></p> <p><u>※ 各工種の施工方法について、簡潔に記述する。</u> <u>※ 谷止工等コンクリート工事がある場合には、コンクリート打設計画図表、ポンプ配管図（別紙様式 2-3～2-6）を添付すること。</u></p> <p>(3) 仮設工等</p> <p><u>① 工事中搬入路</u> 工事中資材の搬入のため、〇〇道路より第1号谷止工まで搬入路を設置する。 構造 幅員 4.0m 敷砂利（切込碎石） 厚 10cm</p> <p><u>② 水替施設の状況</u> 発動発電機を設置し、〇〇kVA を使用し、水中ポンプ口径〇〇〇mm〇台を据え付け排水にあたります。</p> <p><u>③ 運搬道路の維持補修</u> 運搬道路の維持管理は十分行うこととし、特に路面の凸凹が著しい場合は切込碎石などにより補修を行う。また、砂利道ではほこりの多い場合は直ちに散水を実施します。</p> <p><u>(4) 監督員による段階確認等</u></p> <p><u>次に示す確認時期において、監督員による段階確認と施行状況把握を受けます。</u> <u>※実施予定時期を記載した段階確認報告書及び施工状況把握報告書を添付する。</u></p>	<p>昼食休み 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 作業終了 〇〇時〇〇分 休憩 午前、午後各〇〇分</p> <p>イ) 休日 土曜日、日曜日、祝祭日 夏期休業 8月〇〇日～〇〇日 冬期休業 12月〇〇日～1月〇〇日</p> <p>ただし、作業の区切りその他により就業時間を変更する場合は、監督員に報告して、実施します。</p> <p>工程の関係又はその他の理由により、休日あるいは夜間において作業を実施する場合は<u>休日(夜間)作業届を提出するとともに、安全対策、監督員の立合などについて別途打合せを行います。</u></p> <p>② 施工に先立ち起工測量をし、その成果を監督員に報告します。 施工 BM の設置は、図面等で指示された高さで、作業中に逸失の恐れのない堅固な場所に設置します。</p> <p>③ 各側点については縦横断測量を行い、その成果について設計図面に朱書きで対比し、監督員に資料を提出します。</p> <p>④ 丁張は各側点及び重要な箇所にて設けます。</p> <p>⑤ 工事施工後は後片付け、踏み荒らし箇所等の補修及び清掃などを行います。</p> <p><u>(2) 〇〇工</u></p> <p><u>* 各工種の施工方法について、簡潔に記述する。</u> <u>* 谷止工等コンクリート工事がある場合には、コンクリート打設計画図表、ポンプ配管図（別紙様式 2-3～2-6）を添付すること。</u></p> <p>(3) 仮設工等</p> <p><u>ア 工事中搬入路</u> 工事中資材の搬入のため、〇〇道路より第1号谷止工まで搬入路を設置する。 構造 幅員 4.0m 敷砂利（切込碎石） 厚 10cm</p> <p><u>イ 水替施設の状況</u> 発動発電機を設置し、〇〇kVA を使用し、水中ポンプ口径〇〇〇mm〇台を据え付け排水にあたります。</p> <p><u>ウ 運搬道路の維持補修</u> 運搬道路の維持管理は十分行うこととし、特に路面の凸凹が著しい場合は切込碎石などにより補修を行う。また、砂利道ではほこりの多い場合は直ちに散水を実施します。</p> <p><u>(新設)</u></p>	

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																																												
<p>5 施工管理計画</p> <p>(1) 工程管理 工程管理については、実施工程表で総合的に管理します。 <u>工期の3分の1を経過した時点で、全体工程管理にマイナス 20%以上の差異が生じた場合は、改善策を講じ工程を見直すとともに、変更実施工程表を監督員に提出します。</u></p> <p>(2) 出来形管理 出来形管理基準により、次の項目について実施します。</p> <table border="1" data-bbox="311 573 1406 940"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="5">測定項目</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>基準高</th> <th>高(法長)</th> <th>幅</th> <th>厚</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>谷止工 (コンクリート)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1 施工箇所毎に測定</td> </tr> <tr> <td>流路工 (コンクリート)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1 施工箇所毎に測定</td> </tr> <tr> <td>土留工 (コンクリート)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1 施工箇所毎に測定</td> </tr> <tr> <td>柵工 (丸太)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>全箇所測定</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;"><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;"><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 別途、出来形測定表又は出来形測定図を提出します。 2 構造図には必要に応じて出来形寸法を朱書します。</p> <p>(3) ~ (4) (省略)</p> <p>6 緊急時の体制及び対応</p> <p>(1) 大雨、出水、強風、地震等の異常気象で災害発生の恐れがある場合は、下記の組織構成で体制に入り、必要に応じ現場内をパトロールして警戒します。</p> <div data-bbox="326 1287 1305 1696" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">災害対策組織表</p> <pre> graph LR A[災害対策部長 ○○○○] --- B[情報連絡係長 ○○○○] A --- C[対策係長 ○○○○] A --- D[庶務係長 ○○○○] A --- E[○○○○] B --- B1[係員 ○○○○] C --- C1[係員 ○○○○] D --- D1[係員 ○○○○] E --- E1[○○○○] B1 --- B2[情報の収集、各所の連絡] C1 --- C2[巡回、復旧、水防] D1 --- D2[材量調達、避難誘導] </pre> </div> <p><u>(削除)</u></p> <p>なお、<u>災害発生時や事故発生時</u>の連絡系統及び夜間又は休日における連絡方法は次図のとおりです。</p>	工種	測定項目					測定基準	基準高	高(法長)	幅	厚	延長	谷止工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定	流路工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定	土留工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定	柵工 (丸太)		○			○	全箇所測定		<u>(削除)</u>							<u>(削除)</u>						<p>5 施工管理計画</p> <p>(1) 工程管理 工程管理については、実施工程表で総合的に管理します。 また、必要に応じて工事の進捗状況の確認を受けるとともに、実施工程表について日々管理をします。</p> <p>(2) 出来形管理 出来形管理基準により、次の項目について実施します。</p> <table border="1" data-bbox="1478 573 2573 940"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="5">測定項目</th> <th rowspan="2">測定基準</th> </tr> <tr> <th>基準高</th> <th>高(法長)</th> <th>幅</th> <th>厚</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>谷止工 (コンクリート)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1 施工箇所毎に測定</td> </tr> <tr> <td>流路工 (コンクリート)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1 施工箇所毎に測定</td> </tr> <tr> <td>土留工 (コンクリート)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1 施工箇所毎に測定</td> </tr> <tr> <td>柵工 (丸太)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>全箇所測定</td> </tr> <tr> <td>植栽工(ひのき、やしゃぶし)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>標準地を設定し測定</td> </tr> <tr> <td>吹付工 (植生基材)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1 施工箇所毎に測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 別途、出来形測定表又は出来形測定図を提出します。 2 構造図には必要に応じて出来形寸法を朱書します。</p> <p>(3) ~ (4) (省略)</p> <p>6 緊急時の体制及び対応</p> <p>(1) 大雨、出水、強風、地震等の異常気象で災害発生の恐れがある場合は、下記の組織構成で体制に入り、必要に応じ現場内をパトロールして警戒します。</p> <div data-bbox="1498 1287 2507 1696" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">災害対策組織表</p> <pre> graph LR A[災害対策部長 ○○○○] --- B[情報連絡係長 ○○○○] A --- C[対策係長 ○○○○] A --- D[庶務係長 ○○○○] A --- E[○○○○] B --- B1[係員 ○○○○] C --- C1[係員 ○○○○] D --- D1[係員 ○○○○] E --- E1[○○○○] B1 --- B2[情報の収集、各所の連絡] C1 --- C2[巡回、復旧、水防] D1 --- D2[材量調達、避難誘導] </pre> </div> <p>また、作業現場内において事故発生又はその恐れがある場合、作業時間内は直ちに体制に入り、現場代理人以下現場構成表の各担当職務に応じ行動します。</p> <p>なお、<u>事故発生時</u>の連絡系統及び夜間又は休日における連絡方法は次図のとおりです。</p>	工種	測定項目					測定基準	基準高	高(法長)	幅	厚	延長	谷止工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定	流路工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定	土留工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定	柵工 (丸太)		○				全箇所測定	植栽工(ひのき、やしゃぶし)						標準地を設定し測定	吹付工 (植生基材)				○	○	1 施工箇所毎に測定	
工種		測定項目						測定基準																																																																																																						
	基準高	高(法長)	幅	厚	延長																																																																																																									
谷止工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定																																																																																																								
流路工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定																																																																																																								
土留工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定																																																																																																								
柵工 (丸太)		○			○	全箇所測定																																																																																																								
	<u>(削除)</u>																																																																																																													
	<u>(削除)</u>																																																																																																													
工種	測定項目					測定基準																																																																																																								
	基準高	高(法長)	幅	厚	延長																																																																																																									
谷止工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定																																																																																																								
流路工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定																																																																																																								
土留工 (コンクリート)	○	○	○	○	○	1 施工箇所毎に測定																																																																																																								
柵工 (丸太)		○				全箇所測定																																																																																																								
植栽工(ひのき、やしゃぶし)						標準地を設定し測定																																																																																																								
吹付工 (植生基材)				○	○	1 施工箇所毎に測定																																																																																																								

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後	現行	備考
<p style="text-align: center;">連絡系統図</p>  <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の構造物及び仮設構造物に対し必要な補強等の対策をとり、速やかに工事中断の措置をとりま。</p> <p><u>(3) 事故発生時の措置</u></p> <p><u>事故が発生した場合、第三者及び作業員の人命の安全確保を優先するとともに、直ちに関係機関(所轄の警察署、労働基準監督署等)及び監督員に連絡します。</u></p> <p><u>事故後の工事再開等については、監督員と協議の上で行います。</u></p> <p><u>(4) 熱中症対策</u></p> <p><u>※熱中症における緊急連絡体制、熱中症対策の具体的な実施内容・実施期間を記載する。</u></p> <p>7 交通管理</p> <p>交通標識、保安設備を完備するとともに、特に夜間交通に対するバリケード、工事灯などの配置には注意します。</p> <p>必要に応じ交通整理員を配置して、一般交通、歩行者に対する安全を図ります。</p> <p><u>※交通誘導警備員を配置する場合は、標準仕様書第136条第14項(2)に基づき、配置計画を記載する。</u></p> <p>8 (省略)</p> <p>9 現場作業環境の整備</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>※現場環境改善費試行要領の対象工事(率計上)にあつては、計上費目ごとに具体的な実施内容を記載する。</u></p> <p><u>※このほか、快適トイレや、現場環境改善費の積上げ計上の対象となる施設や設備について記載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">連絡系統図</p>  <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の構造物及び仮設構造物に対し必要な補強等の対策をとり、速やかに工事中断の措置をとりま。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7 交通管理</p> <p>交通標識、保安設備を完備するとともに、特に夜間交通に対するバリケード、工事灯などの配置には注意します。</p> <p>必要に応じ交通整理員を配置して、一般交通、歩行者に対する安全を図ります。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>8 (省略)</p> <p>9 現場作業環境の整備</p> <p><u>現場作業環境の整備として、下記事項を実施する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 現場内にフラワーポットの設置</u> <u>2 バリケード、工事標識にイラスト、カラフルなデザインを採用し、イメージアップを図る。</u> <u>3 現場事務所のイメージアップとして、作業員の個別ロッカー、各種衛生施設(ウォータークーラー、シャワー設備)等の設置</u> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>10 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p><u>(1) 再生資源の利用の促進</u></p> <p>再生資源の搬入及び再生資源の搬出にあたっては、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守するとともに、次の書類を提出します。</p> <p><u><施工計画時></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書 ・再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票 <p><u><工事完了時></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用実施書 ・再生資源利用促進実施書 ・あいくる材使用状況報告書 ・あいくる材使用実績集約表 <p>なお、あいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表については、電子データにて提出します。</p> <p><u>(2) 建設副産物の適正処理</u></p> <p>産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト管理台帳を作成し管理します。</p> <p><u>※収集運搬、処理業者の許可証の写し、廃棄物処理委託契約書の写し、処分場までの運搬ルート図を添付する。</u></p> <p>また、建設発生土の搬出にあたっては、搬出伝票を作成・管理し、完了時に集計表を提出します。</p> <p><u>※搬出先が民間受入地の場合は、建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証を添付する。</u></p> <p>11 法定休日・所定休日（週休二日の導入）</p> <p><u>毎週〇曜日を法定休日、毎週〇曜日および国民の祝日を所定休日とします。</u></p> <p><u>※週休2日対象工事においては、休工取得計画表を添付する。</u></p> <p>12 その他</p> <p><u>※林務関係工事標準仕様書、特記仕様書、試行要領等で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているものは必ず記述する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>様式2-3~2-7 （省略）</p>	<p>10 再生資源の利用促進</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>再生資源の搬入及び再生資源の搬出にあたっては、愛知県建設リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、再生資源利用計画書（別紙様式2-8）、再生資源利用促進計画書（別紙様式2-9）、等を提出します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また工事完了時に、その実績及びあいくる材使用状況報告書（別紙様式2-10）、あいくる材使用実績集約表（別紙様式2-11）を電子データにて提出します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>11 法定休日・所定休日（週休二日の導入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週〇曜日を法定休日とする。 ・毎週〇曜日および国民の祝日を所定休日とする。 <p><u>(追加)</u></p> <p>12 その他</p> <p>林務関係工事標準仕様書、特記仕様書等で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているものは必ず記述します。</p> <p><u>その他特に必要とする場合は、稼働日数表、労務計画表、支保工計画等もつけます。</u></p> <p>様式2-3~2-7 （省略）</p>	

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>(削除)</p>	<p>様式2-8 (再生資源利用計画書 (実施書))</p> <p>様式1 再生資源利用計画書(実施書) 一建設資材搬入工用一</p> <p>様式2 (表)</p> <p>1 工事概要</p> <p>2 建設資材利用計画(実施)</p> <p>注: コード番号の下は種別名、コード番号は数字で示す。</p> <p>注: コード番号の下は種別名、コード番号は数字で示す。</p>	
<p>(削除)</p>	<p>様式2-8 (再生資源利用促進計画書 (実施書))</p> <p>2 建設副産物搬出計画(実施)</p> <p>注: 現場利用は、発生量のうち、現場内で利用したものについて記入下さい。</p> <p>注: 現場利用は、発生量のうち、現場内で利用したものについて記入下さい。</p>	

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>様式8-14（伐採管理図（記載例）） （省略）</p> <p>様式8-15（コンクリート使用明細書） （省略）</p> <p>様式8-16（材料使用明細書） （省略）</p> <p>様式9、9-1～9-3（省略）</p> <p><u>削除</u> ※様式8-15として再整理。様式10は欠番</p> <p><u>削除</u> ※様式8-16として再整理。様式11は欠番</p> <p>様式12～21（省略）</p> <p>様式22（工事打合簿） （省略）</p> <p>参考（工事打合簿により処理できる主な書類一覧例） （省略）</p> <p><u>削除</u></p>	<p>様式8-15（伐採管理図（記載例）） （省略）</p> <p><u>新設</u> ※様式10のコンクリート使用明細表について様式番号を再整理</p> <p><u>新設</u> ※様式11の材料使用明細表について様式番号を再整理</p> <p>様式9、9-1～9-3（省略）</p> <p>様式10（コンクリート使用明細書） （省略）</p> <p>様式11（材料使用明細書） （省略）</p> <p>様式12～21（省略）</p> <p>様式22-1（工事打合簿） （省略）</p> <p>様式22-2（工事打合簿により処理できる主な書類一覧例） （省略）</p> <p>様式23（チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画書（参考）） （省略）</p>	